

2018年1月28日

小田原市議会

県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会

# 中核市移行と地方の未来

## ～行財政改革の必要性と持続可能なまちづくり～

国立大学法人 政策研究大学院大学 高田寛文

国立大学法人 一橋大学 辻 琢也

# 中核市制度

# ● 道府県、指定都市、中核市、特例市の事務の概要

区分	保健衛生	福祉	まちづくり	環境	教育	治安・安全防災
道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇麻薬取扱者(一部)の免許</li> <li>◇精神科病院の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇保育士、介護支援専門員の登録</li> <li>◇身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇都市計画区域の指定</li> <li>◇市街地再開発事業の認可</li> <li>◇1級河川、2級河川の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇第1種フロン類回収業者の登録</li> <li>◇公害健康被害の補償給付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇小中学校学級編制基準、教職員定数の決定</li> <li>◇私立学校、市町村立高等学校の設置認可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇警察(犯罪捜査、運転免許等)</li> </ul>
指定都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇動物取扱業の登録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇児童相談所の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇区域区分に関する都市計画決定</li> <li>◇指定区間の1級河川、2級河川の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇建築物用地下水の採取の許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇県費負担教職員の任免、給与の決定</li> </ul>	
中核市	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇保健所の設置</li> <li>◇飲食店営業等の許可</li> <li>◇旅館業・公衆浴場の経営許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇保育所、養護老人ホームの設置の認可、監督</li> <li>◇介護サービス事業者の指定</li> <li>◇身体障がい者手帳の交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇屋外広告物条例による設置制限</li> <li>◇サービス付き高齢者向け住宅事業の登録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇県費負担教職員の研修</li> </ul>	
特例市			<ul style="list-style-type: none"> <li>◇市街化区域・市街化調整区域内の開発行為の許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇一般粉じん発生施設の設置の届出の受理</li> <li>◇汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理</li> </ul>		
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇保健センターの設置</li> <li>◇定期の予防接種の実施</li> <li>◇埋葬、火葬の許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇保育所の設置、運営</li> <li>◇生活保護</li> <li>◇養護老人ホームの設置、運営</li> <li>◇介護保険事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇上・下水道の整備、管理、運営</li> <li>◇都市計画決定</li> <li>◇市町村道の建設・管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇一般廃棄物の収集、処理</li> <li>◇騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇小中学校の設置・管理</li> <li>◇県費負担教職員のサービスの監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇消防、救急活動</li> <li>◇災害の予防、計画、防除等</li> <li>◇戸籍、住民基本台帳</li> </ul>

# 指定都市・中核市の指定状況等

(平成29年1月1日現在)

	指定都市 (人口50万以上で政令で指定する市※1)	中核市 (人口20万以上※2で政令で指定する市)	(参考1) 施行時特例市※3	(参考2) 人口20万以上で、中核市の指定を受けていない市 (施行時特例市を除く)
全国	20市	48市	36市	12市
北海道	札幌(195)	旭川(33)、函館(26)		
東北	仙台(108)	いわき(35)、郡山(33)、秋田(31)、盛岡(29)、青森(28)、八戸(23)	山形(25)	福島(29)
首都圏	横浜(372)、川崎(147)、さいたま(126)、千葉(97)、相模原(72)	船橋(62)、八王子(57)、宇都宮(51)、柏(41)、横須賀(40)、高崎(37)、川越(35)、前橋(33)、越谷(33)	川口(57)、所沢(34)、水戸(27)、平塚(25)、草加(24)、春日部(23)、茅ヶ崎(23)、大和(23)、厚木(22)、つくば(22)、太田(21)、伊勢崎(20)、熊谷(19)、小田原(19)、甲府(19)	市川(48)、松戸(48)、町田(43)、藤沢(42)、市原(27)、府中(26)、上尾(22)、調布(22)、西東京(20)
北陸	新潟(81)	金沢(46)、富山(41)	長岡(27)、福井(26)、上越(19)	
中部圏	名古屋(229)、浜松(79)、静岡(70)	豊田(42)、岐阜(40)、岡崎(38)、長野(37)、豊橋(37)	一宮(38)、四日市(31)、春日井(30)、富士(24)、松本(24)、沼津(19)	津(27)
近畿圏	大阪(269)、神戸(153)、京都(147)、堺(83)	姫路(53)、東大阪(50)、西宮(48)、尼崎(45)、枚方(40)、豊中(39)、和歌山(36)、奈良(36)、高槻(35)、大津(34)	吹田(37)、明石(29)、茨木(28)、八尾(26)、加古川(26)、寝屋川(23)、宝塚(22)、岸和田(19)	
中国	広島(119)、岡山(71)	倉敷(47)、福山(46)、下関(26)、呉(22)	松江(20)、鳥取(19)	
四国		松山(51)、高松(42)、高知(33)		徳島(25)
九州	福岡(153)、北九州(96)、熊本(74)	鹿児島(59)、大分(47)、長崎(42)、宮崎(40)、久留米(30)、佐世保(25)	佐賀(23)	
沖縄		那覇(31)		

(備考)

※1 指定都市は、人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市を指定。

※2 中核市の指定要件は人口30万以上から人口20万以上に変更(平成27年4月1日施行)。

※3 特例市制度の廃止(平成27年4月1日施行)の際、現に特例市である市。

【経過措置】 施行時特例市は、特例市としての事務を引き続き処理する。

【中核市指定の特例】 施行時特例市は、施行から5年間(平成32年3月31日まで)、人口20万未満であっても中核市の指定を受けることができる。

※4 人口は、平成27年国勢調査人口の確定値を用いた人口(1万人未満切捨て)を表記。

# 中核市制度について

## 中核市について (地方自治法第252の22に規定)

### 1 概要

- 政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理すること  
に比して効率的な事務を除き、中核市に対して移譲するものである。

### 2 要件

- 人口20万人以上

※ 平成26年の地方自治法改正により、中核市制度と特例市制度を統合し、指定要件を30万人以上から20万人以上に変更(平成27年4月1日施行)。  
 なお、経過措置として①人口20万人未満の特例市は、施行から5年間、中核市の指定を受けることができるとし、②施行時に特例市である市は、  
 特例市としての事務を引き続き処理する。

(参考) 中核市制度は、平成7年4月1日から施行  
 現在の中核市の数は48市

## 中核市移行に係る手続 (地方自治法第252条の24に規定)

- 総務大臣は、市の申出に基づき政令で指定。
- 市は、あらかじめ、市の議会の議決を経て、都道府県の同意(都道府県の議会の議決)を得なければならない。

## 中核市が処理する主な事務

- 都道府県の事務のうち、中核市及び施行時特例市が担うこととされている主な事務

(保健衛生)	(福祉)	(教育)	(環境)	(まちづくり)
<中核市> ・保健所の設置 ・飲食店営業等の許可 ・温泉の利用許可 ・旅館業・公衆浴場の 経営許可	・保育所、養護老人ホームの 設置の認可・監督 ・介護サービス事業者の指定 ・身体障害者手帳交付 ※上記事務のほか、児童相談所 を設置することができる。	・県費負担教職員の研修 ・学校の環境衛生の維持 に係る保健所の助言	・一般廃棄物処理施設、 産業廃棄物処理施設の 設置の許可 ・ばい煙発生施設の設置 の届出の受理	・屋外広告物の条例に よる設置制限 ・サービス付き高齢者向け 住宅事業の登録
<特例市>			・一般粉じん発生施設の 設置の届出の受理 ・汚水又は廃液を排出す る特定施設の設置の 届出の受理	・市街化区域又は市街化 調整区域内の開発行為 の許可 ・土地区画整理組合の 設立の認可

	人口	面積	昼夜間人口比率(※)
平成7年 制度創設時	30万以上	100km <sup>2</sup> 以上	100超 (人口50万未満の場合)

※最近の国勢調査の結果による当該市の従業地・通学地による人口を当該国勢調査の結果による当該市の常住地による人口で除して得た数値に百を乗じて得た数値

### 昼夜間人口比率要件の廃止

地方分権推進委員会第2次勧告(平成9年7月8日)において、中核市となる要件の緩和について地方分権推進計画に間に合うよう検討を行うこととされ、地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)において昼夜間人口比率等中核市となる要件を見直すための所要の法制上の措置を講じることとされた。

これを踏まえ、市町村優先の原則の観点から改めて検討された結果、人口と面積の要件だけで相応の都市としての諸機能、行政需要、規模能力等があるものとみられることから、平成11年の地方分権一括法(平成11年法律第87号)の改正により廃止。

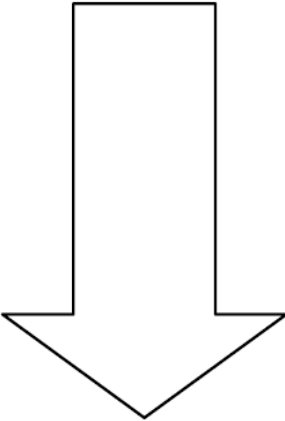
	人口	面積
平成11年 改正後	30万以上	100km <sup>2</sup> 以上

### 面積要件の緩和

第26次地方制度調査会答申(平成12年10月25日)において、「権限委譲を積極的に推進するため、」移譲される事務に関する行政需要のまとめ、これに対応する行財政能力、都道府県の行政サービスの効率性といった観点を踏まえ、人口50万以上の市については面積要件を廃止することが適当である」とされた。

これを踏まえ、指定都市の要件が人口50万以上の市とされ面積要件がないことに鑑み、人口50万以上の市については面積要件を廃止。

	人口	面積
平成14年 改正後	30万以上	100km <sup>2</sup> 以上 (人口50万未満の場合)

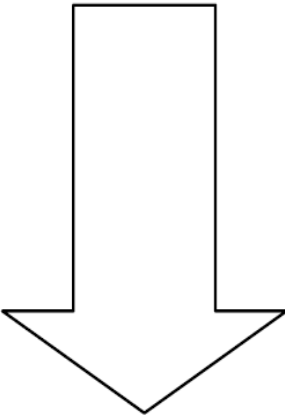


## 面積要件の廃止

第28次地方制度調査会答申(平成17年12月9日)において、「市町村合併が推進され…(略)…基礎自治体の規模・能力は相当拡充される見込み」「指定以後、都道府県行政との関係で特段の問題となるような状況が生じていない」「さらに規模・能力に応じた基礎自治体への事務権限の移譲を進める観点から、…(略)…都道府県行政に関する配慮から設定されてきた面積要件については、この際廃止することが適当」とされた。

これを踏まえ、地方分権の観点から規模・能力に応じたさらなる権限移譲が進められるべきことから、中核市の指定に係る面積要件を廃止。

	人口
平成18年 改正後	30万以上



## 人口要件の変更(特例市制度との統合)

第30次地方制度調査会答申(平成25年6月25日)において、「まちづくりや環境規制の分野において一般市への事務の移譲が進展した。これを踏まえて、特例市に対して更なる事務の移譲を進めることが必要である。」「人口20万以上であれば保健所を設置することにより中核市となるという形で、中核市・特例市の両制度を統合することにより、一層の事務の移譲を可能とすべきである。」とされた。

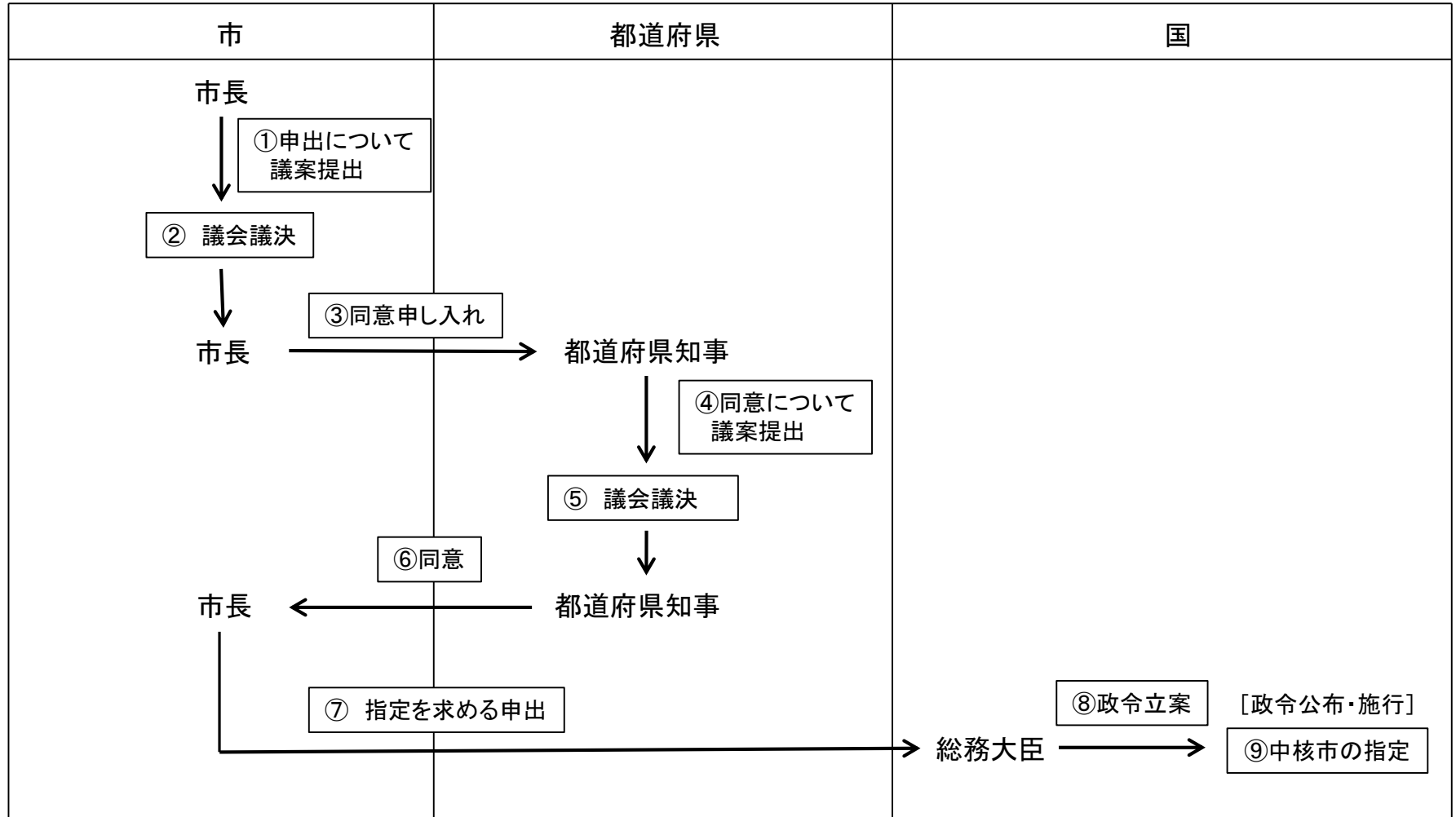
これを踏まえ、特例市制度を廃止し、中核市の指定に係る人口要件を「人口20万人以上の市」に変更。

	人口
平成26年 改正後	20万以上



# 中核市の指定手続きについて

## 中核市の指定手続き(地方自治法第252条の24)





# 中核市の主な事務

現在の事務に加え、主に次の事務が行えるようになります。

## 保健衛生

- 保健所の設置
- 感染症の予防 及び まん延防止対策
- 特定疾患(難病)対策
- 精神保健に関する相談
- 食品衛生監視指導
- 飲食店、旅館業、公衆浴場等の営業許可、監視指導 など

## 福祉

- 母子・父子家庭や寡婦に対する福祉資金の貸付け
- 障害者手帳の交付
- 認可外保育施設支援
- 養護老人ホームの設置認可・監督 など

## 環境

- 産業廃棄物処理業の許可、規制・指導
- ばい煙発生施設の設置の届出受理 など

## 都市計画

- 屋外広告物の許可等、屋外広告業の登録
- サービス付高齢者向け住宅事業の登録 など

## 教育

- 初任者 及び 経験年数等に応じた教職員研修
- 重要文化財の管理状況等保全のための調査 など

# 中核市としてさらなる飛躍へ

## ① 充実した市民サービスで魅力と活力あるまち

ワンストップで迅速なサービスを  
提供します

保健・医療・環境衛生など市民に身近な事務を市が一体的に行うことで、ワンストップで対応ができるほか、きめ細かく迅速なサービス提供が可能になります。

地域のニーズに即したサービスを  
さらに充実します

中核市になることで広がる権限を活かし、地域の実情や市民ニーズをさらに市政に反映させていきます。

市のイメージアップにより  
まちの活性化を図ります

本市の交流人口の拡大、インフラの整備・促進が図られるとともに、企業誘致の促進など、産業のさらなる発展を目指します。

## ② 健康づくりと子育てを応援するまち

中核市への移行により、保健所を設置します

総合的で質の高い保健衛生サービスを  
提供します

保健所業務と保健センター業務を  
一体的に行うことで、総合的で質の  
高い地域  
保健サー  
ビスを充  
実します。



健康づくりと子育て支援の総合拠点  
を整備します

保健所・保健センター・子育て支援  
機能を集め、健康づくりや子  
育ての総  
合的な相  
談に対応  
します。



### 3. 中核市への移行による具体的効果

中核市への移行により、民生分野や保健衛生分野など市民生活に関わる多くの事務が県から移譲され、住民に身近な市が当該事務を実施することで様々な効果が見込まれる。

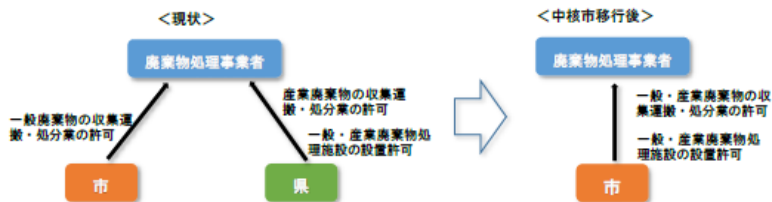
#### (1) 包括的なサービス提供等

- ・最も市民に身近な基礎自治体である市が市民ニーズの把握、政策立案、許認可及びサービス提供を包括的に実施することによる即応性の向上のほか、窓口の一本化による市民の利便性の向上が図られる。

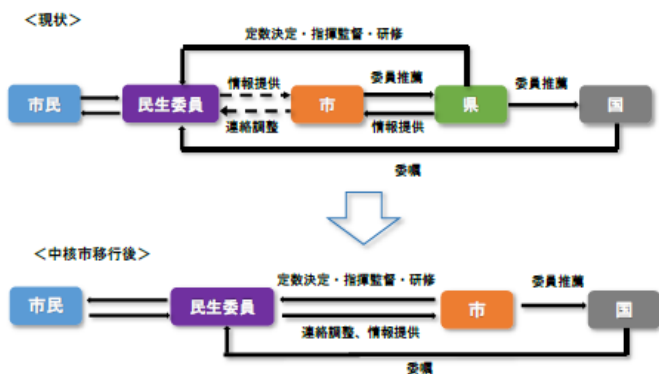
##### 【例①】小児医療費に係る事務



##### 【例②】廃棄物処理に係る事務



##### 【例③】民生委員定数の決定等に係る事務



5

#### (2) 事務の効率化

- ・現在、県と市が個別に実施している関連事務の一元化や経由事務の減少等により処理期間の短縮等、事務処理効率が向上する。

##### 【例①】身体障害者手帳の交付に係る事務



##### 【例②】母子父子寡婦福祉資金の貸付に係る事務



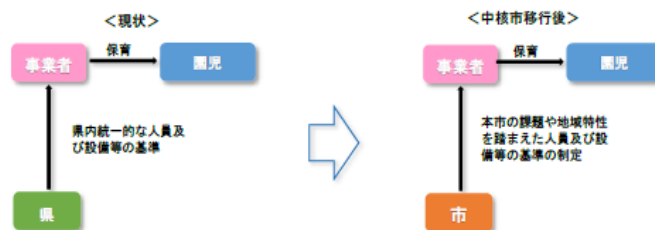
#### (3) 独自性を発揮した特色あるまちづくりの推進

- ・多くの許認可権を効果的に活用し、特色あるサービス提供やまちづくりの推進が可能になる。

##### 【例①】県費負担教職員の研修に係る事務



##### 【例②】保育所等の認可に係る事務



6

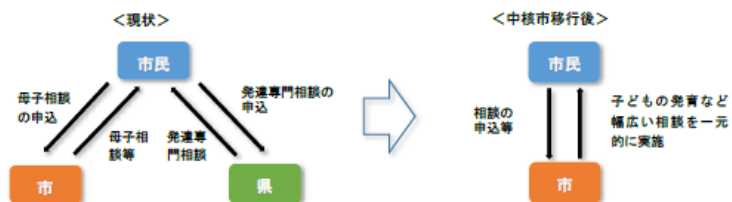
(4) 地域保健衛生行政の充実・強化

- ・市保健所の設置により、広範かつ専門性の高い事務を新たに実施することになるほか、保健所事務と保健センター事務との一元化など、市民生活に密接に関わる保健衛生行政が充実・強化される。

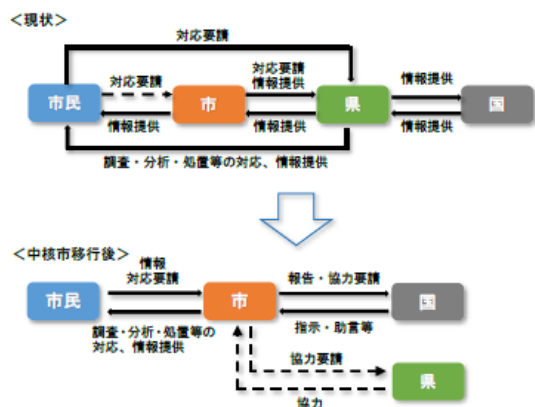
【例①】母子保健に係る事務



【例②】子どもの発育相談に係る事務



【例③】感染症対策に係る事務



(5) その他の効果

- ①職員的能力向上
  - ・広範かつ専門性の高い権限を行使する機会や自己決定機会が増加するなど、職員的能力向上が図られる。
- ②行財政の透明性の向上
  - ・包括外部監査の実施による監査機能の強化により、行財政運営の透明性が向上する。
- ③国等への発信力の強化
  - ・中核市市長会への参画等による国への提言機会の増加等、市としての発信力が強化される。

# 八王子市



## 6 市に移譲された事務と移譲による効果

### 福祉に関する事務

- ◆児童福祉施設の設置の許可
- ◆特別養護老人ホームの設置の認可
- ◆指定障害福祉サービス事業者の指定



老人ホームや障害者施設、保育所などの運営基準（職員の職種、居室の面積など）を市が条例で制定。

（主な内容）

- 虐待防止研修の義務付け
- 障害者雇用の推進
- 障害者就労施設からの優先調達



## ◆犬及び猫の引取り、負傷動物の収容

八王子動物の愛護及び管理に関する条例を新たに制定。

(主な内容)

- 動物愛護推進委員の委嘱
- 推進委員の活動を支援するための協議会の設置
- 散歩などによる犬の排泄物処理
- 猫の室内飼い
- 終生にわたる動物の飼養
- 自己の所有とわかるよう名札などの明示
- 災害に対する準備、災害発生時の適切な措置



## ◆ダイオキシン類が発生する施設の設置の届出の受理

大気汚染防止法や都条例と一体となって、公害に関する規制指導を行うことが可能に。

## ◆廃棄物処理施設の設置の許可

産業廃棄物の処理に関する指導ができるようになったため、市内で発生するすべての廃棄物について市が関与。

また、廃棄物に関する条例を改正。

(主な内容)

- 廃棄物処理施設専門委員会を設置し、廃棄物処理施設設置の際に学識者等から意見を求める
- 廃棄物処理施設設置の際の住民説明会開催を義務付け





# 都市計画に関する事務

## ◆宅地開発行為の許可・指導・監督

市内の開発行為に関する窓口は市に一元化。より地域の実情を考慮したきめ細かな指導・監督が可能に。



## ◆屋外広告物の表示の規制

市が屋外広告物の設置場所や大きさなどの基準を定めるため、市の景観計画との連携により、地域の個性を活かした景観づくりが可能に。

## ◆民間の土地区画整理事業の認可

市が主体的に関与することになり、地域特性に配慮した、指導や現場対応が可能に。

# 教育に関する事務

## ◆市立小・中学校の教職員の研修

市が研修を行うことで、児童・生徒、教職員の現状に応じた研修の立案・実施が可能に。

## ◆埋蔵文化財の鑑査

数多くの文化財認定を経験することで文化財に関する知識を深め、多くの情報を発信。

# 消費生活に関する事務

## ◆特定計量器の定期検査の実施

商品が正確な計量のもとで販売されているかなど、市民の皆さんが安心して商品を購入できるように市が確認。

また、より計量の重要性を認識できるように検査結果や計量情報を発信。





# 8 移行による効果

## サービスの効率化

東京都が行っていた事務を市が一体的に行うことになるため、事務の効率化やスピードがアップする。

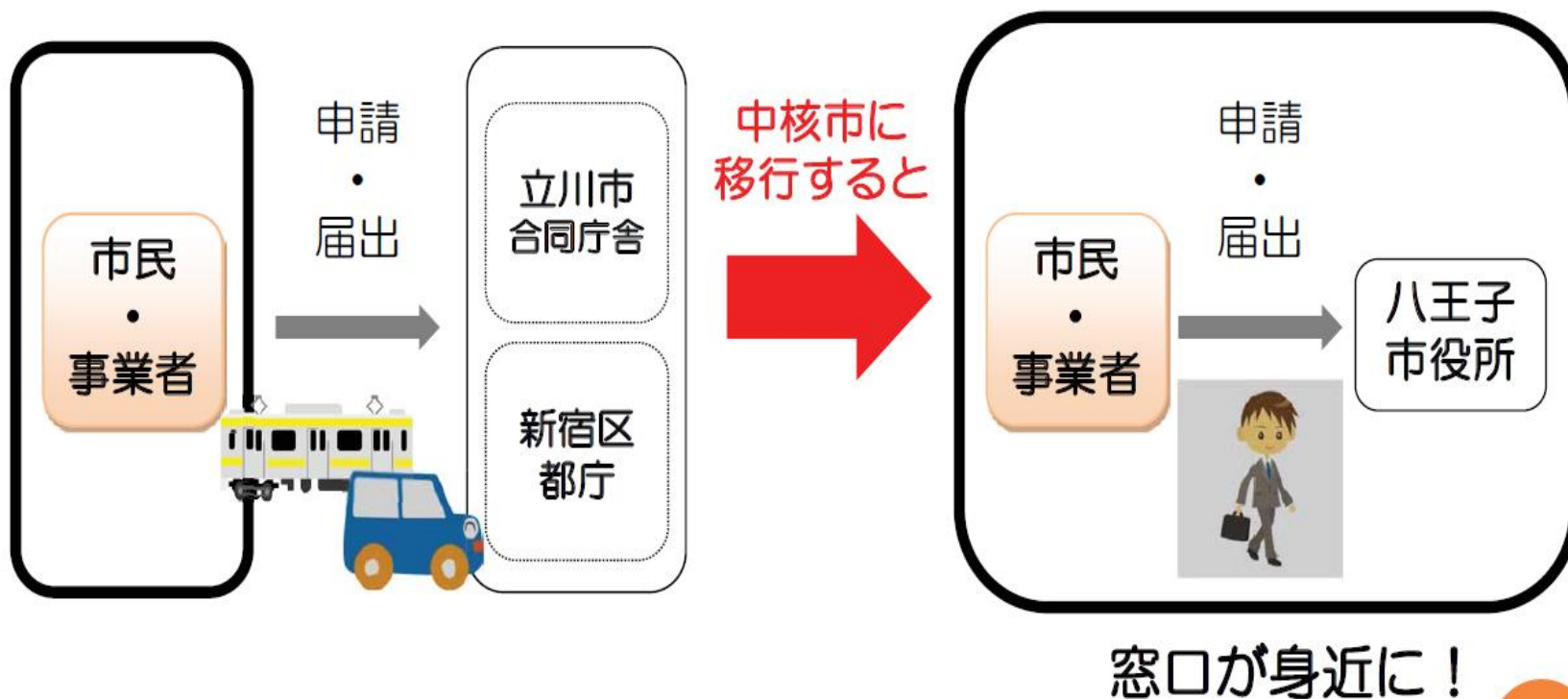


中核市に ↓ 移行すると



# 利便性の向上

申請窓口が東京都から市に移り、身近なところで手続きができるようになる。



## 市民参加の拡充

条例や計画の策定にあたり、市の実情に詳しい市民委員や専門家の参加により、地域の実態に即した審議などが可能になる。



## 独自基準の制定

条例に独自の基準を定めることで、市の実情に合わせた施設整備やきめ細かな対応が可能になる。

市が定めた基準について、事業者への説明や研修を行うことで、より適正なサービスの提供が可能になる。



# 1. 八王子市保健所の成立

◎平成19年4月 東京都内初の保健所政令市に  
都保健所を「総合的な保健医療戦略」の地域拠点へ

(多摩地域保健サービス検討会最終報告平成15年7月)

○多摩地域の都保健所は、市町村との適切な役割分担のもと、広域的・専門的・技術的な保健サービスを推進する役割を担うこととし、新基幹型保健所(仮称)と位置づけ、二次保健医療圏を単位として再構築します。

○人口が30万人以上である八王子市と町田市に対し、保健所政令市への指定に向け、協議を進める。

◎平成27年4月 中核市



八王子市保健所

## 4. 市の保健所として(必要性)

### 東京都八王子保健所の業務

- 広報活動・健康教育
- 研修・教育
- 関係機関との連携
- 統計・調査
- 医事・薬事
- 衛生監視指導
- 環境衛生監視指導
- 食品衛生監視指導
- 栄養管理指導
- 感染症予防
- 結核対策
- 一般健康相談
- 受託健診
- 障害児等支援
- 歯科保健
- 環境公害保健
- 精神保健福祉
- 保健師活動

### 八王子市で行ってきた業務

- 健康意識の啓発（保健センター）
- 狂犬病予防及び畜犬の登録（健康福祉総務課）
- 薬物乱用防止推進協議会の運営（地域医療推進課）
- 医療費助成（保健センター）

### 八王子市保健所発足

市の保健衛生・健康づくり施策の総合的な事業展開  
福祉・医療・教育等庁内関係機関との連携推進  
保健所の機能や権限を生かした政策立案

# 1. 一体的な事業実施による市民サービスの向上

- ◆ 動物衛生業務を保健所で総合的に実施
- ◆ 難病等医療費助成窓口と患者支援をリンク
- ◆ 健康づくりの推進：はちおうじ健康づくり推進協議会の運営・健康フェスタ
- ◆ 自殺・うつ総合対策
  - ・精神保健業務とリンクした総合的な庁内連携体制の構築
  - ・ゲートキーパー養成講座等事業実施
- ◆ 母子保健事業の一部
  - （例 乳児健診を保健所で実施 他）

## 2. 市の特性を踏まえたサービス提供

八王子市保健医療計画（第1期計画）策定（H20-24）

第2期保健医療計画（H25-29）

墓地条例など市の特性を踏まえた条例制定

食育推進計画の策定：食育サポーターの育成

食育フェスタ ヘルシーメニュー

飼い主のいない猫対策：不妊去勢手術金の助成  
（H23.4から）

特定不妊治療費助成開始（H24.9から）

薬物乱用防止の推進

○墓地条例（都条例との基準の違いの例）

相違点	都の条例	市の条例
計画の周辺住民の説明会の範囲	隣接住民を範囲とする	一定の範囲（当該地から100m以内）の近隣住民等とする
墓地の設置場所（事務所からの距離）	規定なし	当該墓地は事務所から一定の距離（5km）以内
経営主体	①地方公共団体 ②宗教法人で、都内又は墓地等の存する特別区若しくは市町村に隣接する都外市町村に事務所を有するもの ③公益法人	①地方公共団体 ②宗教法人で、市内に事務所（7年以上）を有するもの ③公益法人で、市内に事務所（7年以上）を有するもの

### 3. 健康危機管理対策の充実

保健所の機能と権限及び専門性を生かした対策と庁内連携  
管内の学校、社会福祉施設、医療機関での食中毒や感染症の発  
生時の対応と平時の健康教育

八王子市内大学等で大流行の「麻しん」対応（H19.4）

冷凍いんげん食中毒事件への対応（H20.10）

2009新型インフルエンザへの対応（H21）

発生時対応 情報提供 庁内連携体制 ワクチン接種助成  
集団的接種への協力

東日本大震災への対応

医療依存度の高い難病等患者対応、給食の放射線測定（H24.7）

医療安全支援センターの開設（H24.9）

## 4. 専門職の活用と人材育成

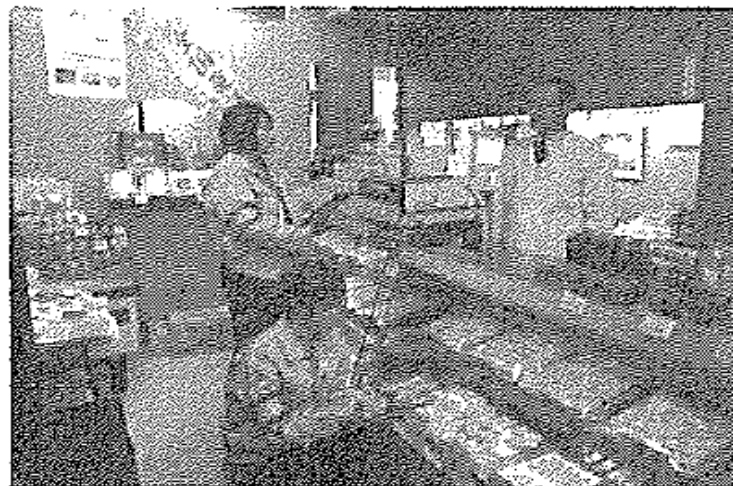
- ◆ 八王子市保健師業務連絡会  
庁内保健師の連携強化  
研修計画の策定・資質向上
- ◆ 精神保健業務とリンクした総合的な庁内連携体制  
の構築
- ◆ ゲートキーパー養成講座等事業実施
- ◆ 母子保健事業の一部  
(例 乳児健診を保健所  
で実施他)





## 5. 中核市保健所として

- 小児慢性疾患の審査会設置
- 動物愛護条例の制定
- 生涯を通じた女性の健康づくりの推進
- 規格が定められた食品・  
容器包装の検査 他



# ○八王子市動物の愛護及び管理に関する条例

項目	都条例	市条例	考え方
飼い主の責務	(右記の内容は規定なし)	自己の所有と分かるよう名札等の措置を講ずる努力規定	市内全域で犬及び猫などの逸走する動物がいますが、鑑札や名札等の所有者を判明するための情報がない動物が多い状況である。条例に本内容を規定することで、本市で保護、収容した動物を速やかに飼い主へ返還することにつなげる。
猫の飼い主の遵守事項	(右記の内容は規定なし)	猫の飼い主は、室内で猫を飼養することについて努力規定	屋外でも飼養することで生ずる交通事故や感染症から猫を守ることと、個人の土地などでの猫の糞尿被害を減らすため、室内での飼養に努め猫の健康と安全を保持するとともに屋外での糞尿被害を軽減する。
犬の飼い主の遵守事項について	(右記の内容は規定なし)	犬の飼い主は、犬が公共の場所又は他人の土地、建物等に排泄したときは、直ちに当該排泄物を除去等を講ずることを規定	市内において犬の糞尿に関する苦情・相談が多く寄せられる。条例に本内容を規定し、犬の飼い主の意識向上を図るとともに糞尿被害を軽減する。



---

質問1 八王子市は中核市への移行で、どのようなまちづくりを目指すのですか。

---

本市には、大学や先端技術産業の集積、豊かな自然環境、そして歴史・文化など多様な資源があります。この恵まれた地域資源を活かし、賑わいあふれる魅力あるまちづくりを進めていくためには、国が一律に決めたルールに従うだけでなく、市が行うことのできる事務権限をさらに増やし、自らのまちのことは自ら決められる領域を拡大していく必要があります。

中核市移行は、その手段の一つです。移行をきっかけに、本市が誇る「市民力・地域力」を活かし、皆様とともにワンランク上のまちづくりを進めていきます。

---

質問2 中核市になることで、何が変わりますか。

---

現在、東京都が行っている事務を市が一元的に行うことで、事務の効率化やスピードアップが図られます。例えば、身体障害者手帳の交付事務は交付までの期間が短縮されます。

また、市の実情を反映した様々なルール（条例）作りが可能になり、市民参加の機会が拡大します。例えば、保育所などの児童福祉施設や特別養護老人ホームなど、施設の設備・運営の基準について、市が定めることができるようになります。条例は、パブリックコメント手続きや説明会、審議会への参加など様々な手法を通じて皆様の声を伺い、作成しています。

## 中核市移行による影響

質問6 中核市になると市の仕事が増え、お金もかかると思いますが、財政への影響はありますか。

法定移譲事務を行うためには、事務経費の増加が見込まれますが、この経費については、地方交付税で措置されます。

質問7 中核市になると数多くの事務が市に移譲されるそうですが、職員数は足りるのですか。

中核市移行に伴う新たな事務に対応するため、一定の職員数が必要です。事務の効率化を図りながら必要な職員数を確保していきます。

質問8 中核市になるにあたり、課題はありますか。

移譲される事務には、専門的な知識を必要とするものがあります。そのため、円滑な移行に向けては専門職の確保や職員のスキルアップなどを図る必要があります。現在は、職員向け研修や東京都への職員派遣に取り組んでいます。

# 久留米市



# まち・ひと・しごと創生とは

## 久留米市の「まち・ひと・しごと創生」が目指すもの

- 2008年に始まった日本の人口減少は、今後加速度的に進むとされています。特に地方においては、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という悪循環の連鎖が懸念されます。
- 「まち・ひと・しごと創生」とは、この悪循環を断ち切り、地方において「しごと」と「ひと」の好循環を確立して「まち」に活力を取り戻すことで、人口減少に歯止めをかけ、活力ある日本社会を維持することを目指す取り組みです。
- 久留米市の「まち・ひと・しごと創生」は、人口減少の克服と、人口減少・超高齢社会に対応した都市づくりをあわせて行うことにより、将来にわたって持続可能な地域社会を形成することを目指します。

## 久留米市人口ビジョン

### ビジョンの位置づけ

- 人口減少の克服と、超高齢社会における持続的な発展に向けた効果的な施策を企画立案するための基礎とします。
- 久留米市の人口の現状を明らかにし、人口問題に関する市民の皆さんとの意識の共有を目指します。
- 目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示します。

### 対象期間

- 国の長期ビジョンや福岡県の人口ビジョンの期間を踏まえ、2060年までとします。

## 久留米市の人口の現状分析

### 【総人口の長期推移・近年の状況】

- 2010年の国勢調査では、長年続いた人口増加が、減少に転じました。
- しかし、住民基本台帳人口（短期動向）では、2013年度、2014年度と2年連続で人口が増加しています。
- 「自然動態」はマイナスに転じる一方、「社会動態」は、「転入者の増加」によりプラスに転じています。

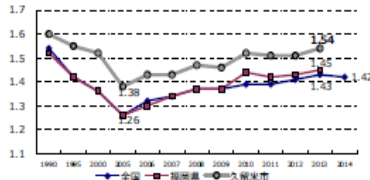
### 【合計特殊出生率の状況】

- 2013年の出生率は1.54で、国や県と比較して0.1ポイント程度高い水準です。
- しかしながら、市民へのアンケート調査結果では、理想的な子どもの数の平均が2.6人なのに対して、実際に持っているまたは持つ予定の子どもの数の平均は1.8人と、約1人の差があります。
- また、結婚を希望する人のうち、結婚への不安として、約6割の人が「結婚後も安定して生活費を確保できるか」、約4割の人が「出産や子育てについて」や「仕事と家庭を両立できるか」を挙げています。

久留米市人口の自然増減と社会増減



久留米市の合計特殊出生率（国・県比較）



## 【年代別・地域間の人口移動の状況】

- 年代別では、10代後半が転入超過となっています。一方、20代前半の男性の転出超過が目立ちます。
- 地域別では、東京都、千葉県、埼玉県などの東京圏への転出超過が目立ちます。
- 周辺地域では、福岡市をはじめとした福岡県北部に人口が流出する一方、県南部の市町からは人口が流入しています。
- 市内では、中央部・南部地域の人口が増加しています。特に鉄道駅周辺など交通利便性が高い校区の人口が増加しています。

周辺市町への人口移動（2014年度）

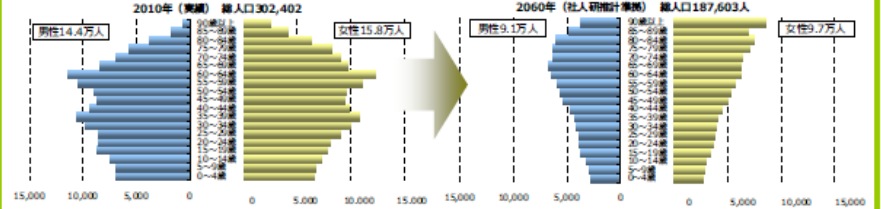


## 人口の変化が久留米市の将来に与える影響

- 「人口が減る」「人口構造が高齢者にシフトする」などの人口の変化は、地域経済の縮小、商業・教育・医療・福祉・交通など日常生活に必要なサービスの低下、産業における労働力の不足、個人市民税の減少、扶助費（社会福祉費、老人福祉費、生活保護費）の増加など、多面的な影響を与えることが懸念されます。

### 久留米市の人口ピラミッドの変化

※社人研：国立社会保障・人口問題研究所のこ



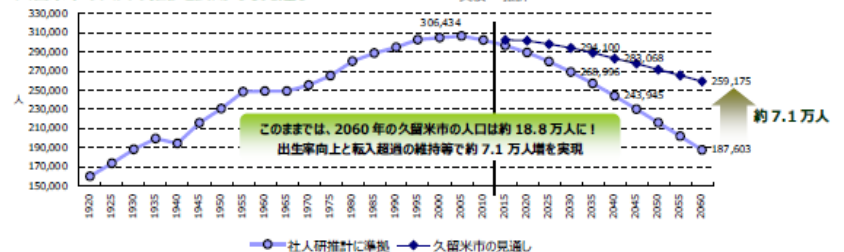
## 目指すべき将来の方向

- 若い世代の就労と、結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現する！
- 東京圏や福岡市への人口流出に歯止めをかける！
- 人口減少・超高齢社会など時代を見据えた都市を構築する！

## 人口の将来展望

- 2020年：302千人（2020年度当初：305千人）
  - 2060年：259千人（2060年度末：262千人）
- ※ 国勢調査人口（かつこ内は住民基本台帳人口に換算した値）

### 久留米市の人口の推移と長期的な見通し



# 久留米市キラリ創生総合戦略（2015～2019 年度）

- 総合戦略の策定にあたっては、久留米市人口ビジョンの3つの「目指すべき将来の方向」を踏まえ、5つの基本目標を設定するとともに、基本目標ごとの数値目標を設定しています。
- 事業の展開にあたっては、「キラリ政策パッケージ」と「政策事業」を整理し、各事業の進捗状況を検証しながら、戦略の推進を図ります。

## 総合戦略の全体像

基本目標	施策の基本的方向	キラリ政策パッケージ	政策事業
<b>安定した雇用を創出する</b> 【数値目標】 ● 基準年(H26年度:16,507人)を上回る年間新規雇用者数を毎年創出する。 ● 市内大学等の新卒者の市内企業への就職率: 12.1% ⇒ 17% (H26年度) (H31年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ものづくりなど頑張る企業を地域で応援する</li> <li>● 医療の集積を活かす</li> <li>● 職業としての農業の魅力を高める</li> <li>● 久留米市での就業を応援する</li> </ul>	<b>耳納北麓（職遊一体型）グリーンアルカディア創生パッケージ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たな産業拠点整備事業</li> <li>● 耳納北麓観光振興事業</li> <li>● 久大本線新駅の設置促進事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高度メディカルシティづくり事業、豊かな農産物を活かす食と農の連携強化事業など、11事業</li> </ul>
<b>久留米市への新しい人の流れをつくる</b> 【数値目標】 ● 大都市圏への転出超過数: 650人 ⇒ 550人 (H24～26年度平均) (H31年度までの5年間平均) ● 年間観光客数: 515万人 ⇒ 700万人 (H25年度) (H31年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 久留米を知って感じてもらう</li> <li>● 希望の暮らしをサポートする</li> <li>● 観光と文化で人を呼び込む</li> </ul>	<b>雇用・就業応援パッケージ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「久留米で創業」応援事業</li> <li>● 久留米でやってみん農・就農なんてん応援事業</li> <li>● 学生・企業Win?事業</li> <li>● ワーク・ライフ・バランス応援事業</li> <li>● 女性活躍促進事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「久留米暮らし?いいね!」事業、地域密着観光事業など、6事業</li> </ul>
<b>若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかかなる</b> 【数値目標】 ● 子育てしやすいまちだと思ふ市民の割合: 70.8% ⇒ 80% (H26年度) (H31年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 希望がかなう就業環境を整える</li> <li>● 結婚から子育て、教育までの不安を軽く希望の実現を後押しする</li> </ul>	<b>移住・定住安心サポートパッケージ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 移住サポート事業</li> <li>● 空き家活用新生活推進事業</li> <li>● 子育てつよーいみかた事業</li> <li>● 文化芸術・スポーツによる楽しみ創出事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 若年者雇用安定促進事業、くるめぐりあい応援など、4事業</li> </ul>
<b>安心な暮らしを守る</b> 【数値目標】 ● 住み続けたいと思ふ市民の割合: 75.4% ⇒ 80% (H26年度) (H31年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中心拠点と地域生活拠点の機能を高め、暮らし続けられるコンパクトなまちをつくる</li> <li>● 健康で安心して暮らせる日常を守る</li> </ul>	<b>オール久留米で観光客獲得パッケージ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● MICE誘致推進事業</li> <li>● インバウンド推進のための環境整備事業</li> <li>● 西鉄沿線周遊観光推進事業</li> <li>● 久留米版DMO設置事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域特性を活かした周辺地域形成事業、セーフコミュニティ推進事業など、11事業</li> </ul>
<b>広域拠点の役割を果たす</b> 【数値目標】 ※ 目標数値は(仮称)久留米広域連携中核都市圏ビジョンを踏まえ設定(連携事業数など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 連携中核都市として圏域の魅力を高め、大都市圏への人の流れを食い止める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 連携中核都市圏推進事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 連携中核都市圏推進事業</li> </ul>

## キラリ政策パッケージ

- キラリ政策パッケージとは、総合戦略における最重要課題として施策横断的に取り組む4つの事業群です。地域の強みを活かし、「久留米らしい」「久留米ならではの」取り組みで、戦略の推進をリードします。

### キラリ政策パッケージ ①

## 耳納北麓（職遊一体型）グリーンアルカディア創生パッケージ

- 主な重要業績評価指標 (KPI)
- 新産業団地により、平成31年度までに1,000人の雇用の受け皿を整備します
  - 耳納北麓エリアの観光客数を、平成31年度に230万人にします

- 自動車関連産業の集積や豊かな自然、果樹を中心とした農作物などの魅力的な資源を活かし、さらなる産業の集積や観光の振興を進めるとともに、産業団地や観光の交通アクセスの強化を図る新駅の設置に取り組むなど、高良山から市東部一帯を、みどりの中の職・遊・交流エリアとして創生します。

### 自動車関連産業の集積



### 具体的な事業

- 新たな産業拠点整備事業
  - 企業誘致の受け皿となる新産業団地の整備
  - 自動車関連産業、食品関連産業等の立地促進・振興 など
- 耳納北麓観光振興事業
  - フルーツ観光振興・耳納北麓エリア周遊ツーリズムの推進
  - 産業観光の推進(工場見学・体験コース設置) など
- 久大本線新駅の設置促進事業
  - 産業振興、観光振興の拠点としてのJR久大本線新駅の整備支援や駅前広場の整備

### キラリ政策パッケージ ②

## 雇用・就業応援パッケージ

- 主な重要業績評価指標 (KPI)
- 平成31年度までに320件以上の創業支援と、新規就農者100人以上を生み出します
  - 平成31年度までにワーク・ライフ・バランスの取り組みを進める企業30社に対し助成します

- 製造業、サービス業、農業など多様な産業が集積する久留米市での就業・創業を希望する人への支援や、市内5つの高等教育機関をはじめ、久留米市で学ぶ学生の地元就職を促進します。あわせて、ワーク・ライフ・バランスの推進支援や女性の活躍促進など、男女ともに多様な働き方が選択でき、能力を発揮できる環境の実現を目指します。

### 地元就職や就農を応援



### 具体的な事業

- 「久留米で創業」応援事業
  - 創業者への開業資金支援、インキュベーション施設の整備 など
- 久留米でやってみん農・就農なんてん応援事業
  - 就業相談窓口の設置、就農支援金の給付、実践研修の実施など
- 学生・企業 Win? 事業
  - 商工団体、農業団体、企業、金融機関、大学、行政機関等て構成する、人材確保・地元就職促進のための協議会設置 など
- ワーク・ライフ・バランス応援事業
  - ワーク・ライフ・バランス推進にかかる経費の助成 など
- 女性活躍促進事業
  - 女性の就業継続のための経営者向け、従業員向け講座開催
  - 女性の再チャレンジ応援セミナーの開催 など

※ KPI: Key Performance Indicator の略で、政策ごとの達成すべき成果目標のこと  
 ※ インキュベーション: 起業を志す人に、事業開始から成長へ向けて様々な支援を行うこと



## 移住・定住安心サポートパッケージ

- 主な重要業績評価指標 (KPI) ● (仮称) 移住・定住総合相談窓口への相談件数を、平成 31 年度に 240 件にします  
● 子ども・子育て支援総合相談窓口を、平成 31 年度に 11 箇所にします

- UIJ ターンを希望する人に対し、移住後に至るまで一貫したきめ細かな支援や、空き家を活用して新たな生活を始めるための支援を行います。また、安心して子育てができ、文化・芸術・スポーツを通じた心豊かな暮らしが実現できる環境づくりを進めます。



充実した子育て環境で移住をサポート

### ■ 具体的な事業

#### 移住サポート事業

- (仮称) 移住・定住総合相談窓口の設置、移住コンシェルジュの配置、移住・定住サポーターの設置 など

#### 空き家活用新生活推進事業

- 地域と連携した空き家リノベーションの推進
- 移住者向け空き家活用お試しハウスの整備 など

#### 子育てつよーいみかた事業

- 子ども・子育て支援総合相談窓口の設置
- 病児・病後児保育や一時預かり保育の拡充 など

#### 文化芸術・スポーツによる楽しみ創出事業

- 久留米シティプラザを活用した市民の文化芸術鑑賞機会の充実や、文化芸術活動の発表・日常的な練習の場の提供
- 県立体育館と市立の武道館・弓道場の一体的な改築 など

## オール久留米で観光客獲得パッケージ

- 主な重要業績評価指標 (KPI) ● 市内への宿泊者数を、平成 31 年度に 10% (対平成 26 年度比) 増やします  
● MICE 開催支援件数を、平成 31 年度に 100 件にします

- 筑後川をはじめとした豊かな自然や、市内に集積する酒蔵など、久留米市ならではの魅力ある資源を最大限に活かし、国内外からの観光客の誘客や、恵まれた交通アクセスと新たに整備する久留米シティプラザや久留米総合スポーツセンター内の施設を活用した MICE の誘致に取り組みます。また、民間の知恵とノウハウによる観光振興を図るため、官民連携の観光事業推進組織を設置します。



地域の魅力を活かした観光振興

### ■ 具体的な事業

#### MICE 誘致推進事業

- MICE 開催支援制度の拡充、宿泊施設整備支援制度の創設など
- インバウンド推進のための環境整備事業
- 免税店の普及拡大や観光案内所業務の拡大
- 外国語表記の観光サインの整備 など

#### 西鉄沿線周遊観光推進事業

- 誘客、周遊性を高める拠点施設や観光サイン整備支援
- 酒蔵と食など地域資源を組み合わせた観光パッケージの商品化など

#### 久留米版 DMO 設置事業

- 久留米版 DMO (観光事業推進組織) の設置
- 金融機関等による観光事業者向け金融商品創設検討 など

※ MICE : Meeting(会議)、Incentive travel(報奨・研修旅行)、Convention(大会・学会・国際会議)、Exhibition/Event(展示会・見本市イベント)の頭文字を合わせた言葉で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称

※ インバウンド : 訪日外国人旅行者の総称のこと

※ DMO : Destination Management/Marketing Organization の略で、地域の観光とマネジメント、マーケティングを一体的に担う組織のこと

## 政策事業

- 政策事業とは、各施策の基本的方向に掲げる個別の課題に対応する重点事業です。

### 基本目標 安定した雇用を創出する

- 新規雇用者数の増加
- 市内の大学等の卒業者の市内企業への就職率向上

産業集積推進事業 (〔仮称〕久留米地域自動車関連産業ネットワークの構築、本社機能誘致策の実施等)  
地域企業成長支援事業 (金融機関等と連携した販路拡大、事業承継の支援、オープンデータ活用支援等)  
ものづくり企業イノベーション促進事業 (「はろす支援拠点」設置による産学・産産連携の共同研究等)  
バイオ産業振興事業 (コーディネーターの配置による中小食品加工業者のバイオ産業への新規参入の促進等)  
大学等の魅力向上支援事業 (産学連携に向けた機能拡充、地域課題解決の取り組み推進、留学生受入支援)  
高度メカニカルシティブリ事業 (政府系研究機関の誘致、がん治療拠点化等)  
医療・福祉・介護現場の人材確保事業 (結婚・出産等で離職した有資格者の現場復帰の支援等)  
豊かな農産物を活かす食と農の連携強化事業 (農業・食品加工業・医療機関の連携による商品開発等)  
担い手経営力強化事業 (集落農産組織の法人化、経営強化への支援等)  
久留米産農産物の販売力強化事業 (「キラリ久留米」を活用した情報発信や包装資材等導入支援等)  
高齢者の現役活躍支援事業 (70 歳現役セミナーの開催等)

### 基本目標 久留米市への新しい人の流れをつくる

- 大都市圏への転出超過数の抑制
- 観光客数の増加

「久留米暮らし? いいね!」事業 (移住・定住総合サイト開設、久留米暮らしの見学・体験機会の提供等)  
地域密着観光事業 (地域密着観光セミナーの開催、地域こし協力隊の活用による地域の活性化等)  
みどりの里地域活性化事業 (体験交流イベントの実施など地域と連携した散策ルートの魅力づくり等)  
くるめシボルロード Wi-Fi 環境構築事業 (Wi-Fi 環境の構築等)  
音楽によるまちづくり推進事業 (くるめ街かど音楽祭、くるめライブチャレンジ、才能ある人材の発掘・情報発信等)  
歴史ルートづくり事業 (数多くの歴史文化資源を関連付けるストーリーの創出と発信等)

### 基本目標 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる

- 子育てしやすいまちだと思ふ市民の割合の増加

男女共同参画行動計画の総合的推進事業 (第 2 期実施計画の策定及び施策の進捗管理等)  
若年者雇用安定促進事業 (キャリアコンサルタントによる就労支援の強化等)  
くるめぐりあい応援事業 (若者が将来設計を考える機会の提供、ボランティア活動や企業連携による出会い応援等)  
げんきに学ぶるめっ子事業 (くるめっ子塾・校内通称指導教室の設置、学力向上コーディネーター配置等)

### 基本目標 安心な暮らしを守る

- 住み続けたいと思う市民の割合の増加

地域特性を活かした周辺地域形成事業 (空き家を活用した交流サロン等の設置支援、生活支援交通の導入等)  
中心拠点整備事業 (市街地再開発事業の支援、学生まちなか賑わいコンペの実施等)  
住生活推進事業 (住宅リフォーム助成、子育てマンションの認定に向けた取り組み等)  
自転車利用促進事業 (コミュニティサイクルの運営、自転車走行空間の整備等)  
公共交通利用促進事業 (路線バス社会実験の実施、既存バス路線の活性化に向けた取り組み等)  
幹線道路整備事業 (幹線道路網の検討と国・県への整備要望、中環状道路・内環状道路の整備等)  
新エネルギー政策推進事業 (エネファーム普及に向けた助成制度創設、新エネルギー導入に向けた研究等)  
公共施設の総合的・計画的な管理推進事業 (公共施設の総合的・計画的な管理に関する計画策定等)  
健康のびのび・安心事業 (ラジオ体操・ウォーキングの普及、コールセンター設置による受診の勧奨、ドクターカーの運行等)  
セーフコミュニティ推進事業 (街頭防犯カメラの設置、防犯灯設置の充実、通学路の安全対策等)  
防災対策事業 (校区での自主防災組織の結成、地域防災リーダーの育成、雨水貯留施設等の整備等)

### 基本目標 広域拠点の役割を果たす

- ※ 目標は (仮称) 久留米広域連携中核都市圏ビジョンを踏まえて設定

連携中核都市圏推進事業 (広域連携での首都圏における情報の受発信の強化等)

■小田原市決算状況

												(単位:千円)
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
歳入	市 税	32,539,159	34,652,579	34,246,824	32,905,503	32,099,222	32,192,837	31,941,396	32,434,339	32,947,512	33,013,393	33,207,024
	国庫支出金	5,177,685	5,573,984	6,463,536	10,651,164	9,425,715	9,748,059	9,804,199	10,361,813	11,677,371	11,482,704	11,666,649
	道府県支出金	2,685,570	3,491,597	3,321,369	3,581,330	3,934,154	4,175,756	4,009,107	3,951,167	4,069,642	4,085,678	4,241,412
	市 債	2,905,800	3,211,300	2,522,500	4,343,300	3,787,530	3,767,200	5,044,652	5,752,954	8,448,589	5,452,905	4,634,311
	そ の 他	14,863,546	13,745,370	11,630,715	11,466,457	11,920,382	12,253,037	14,069,775	14,587,305	15,122,058	18,916,308	19,015,806
	歳入合計	58,171,760	60,674,830	58,184,944	62,947,754	61,167,003	62,136,889	64,869,129	67,087,578	72,265,172	72,950,988	72,765,202
歳出	人 件 費	12,194,597	12,250,887	11,482,648	11,660,280	11,622,291	10,939,078	12,336,913	11,756,501	12,297,380	12,815,393	12,824,645
	扶 助 費	9,877,838	10,370,787	10,708,191	11,434,013	14,291,831	15,214,613	15,599,526	15,753,225	16,869,043	17,433,668	18,136,200
	操 出 金	7,045,157	7,296,767	6,947,340	7,153,088	7,081,224	7,019,568	7,264,511	7,462,958	7,907,579	8,041,717	5,764,328
	投資的経費	5,050,565	6,713,102	5,409,256	5,062,421	4,691,079	5,142,971	5,781,767	7,757,914	9,519,862	7,381,465	7,049,334
	そ の 他	20,655,336	21,503,143	21,456,575	25,126,996	20,522,508	20,690,364	20,164,729	20,509,471	21,699,233	23,184,654	25,266,309
	歳出合計	54,823,493	58,134,686	56,004,010	60,436,798	58,208,933	59,006,594	61,147,446	63,240,069	68,293,097	68,856,897	69,040,816
	歳入歳出差額	3,348,267	2,540,144	2,180,934	2,510,956	2,958,070	3,130,295	3,721,683	3,847,509	3,972,075	4,094,091	3,724,386
財政指標	基準財政需要額	25,022,798	24,872,706	25,482,779	24,860,882	25,964,177	26,655,946	26,411,864	26,736,424	26,910,227	27,764,408	28,103,487
	基準財政収入額	27,203,291	27,771,227	27,818,221	26,687,586	25,019,831	25,541,385	25,013,963	25,380,548	25,856,897	26,781,331	27,305,421
	標準財政規模	35,620,800	36,353,204	37,743,290	37,037,285	36,340,865	36,451,638	36,531,216	37,003,962	36,830,897	37,403,950	37,451,482
	財政力指数(平)	1.06	1.09	1.10	1.09	1.04	1.00	0.96	0.95	0.95	0.96	0.97
	実質収支比率	9.1%	6.4%	5.3%	6.6%	7.9%	8.4%	10.0%	9.7%	9.8%	10.5%	9.6%
	公債費比率	13.9%	12.7%	11.9%	11.8%	12.2%	11.3%	—	—	—	—	—
	公債費負担比率	14.6%	14.2%	14.5%	14.2%	14.6%	14.3%	13.5%	13.1%	13.5%	10.8%	10.2%
	起債制限比率	12.7%	12.3%	11.7%	11.1%	10.9%	10.8%	—	—	—	—	—
	実質公債費比率	17.2%	12.9%	12.6%	11.9%	10.7%	10.2%	9.1%	8.0%	6.9%	6.2%	5.4%
	経常収支比率	85.6%	89.7%	90.6%	91.4%	90.6%	90.4%	89.4%	88.2%	90.8%	89.2%	93.1%

■久留米市決算状況

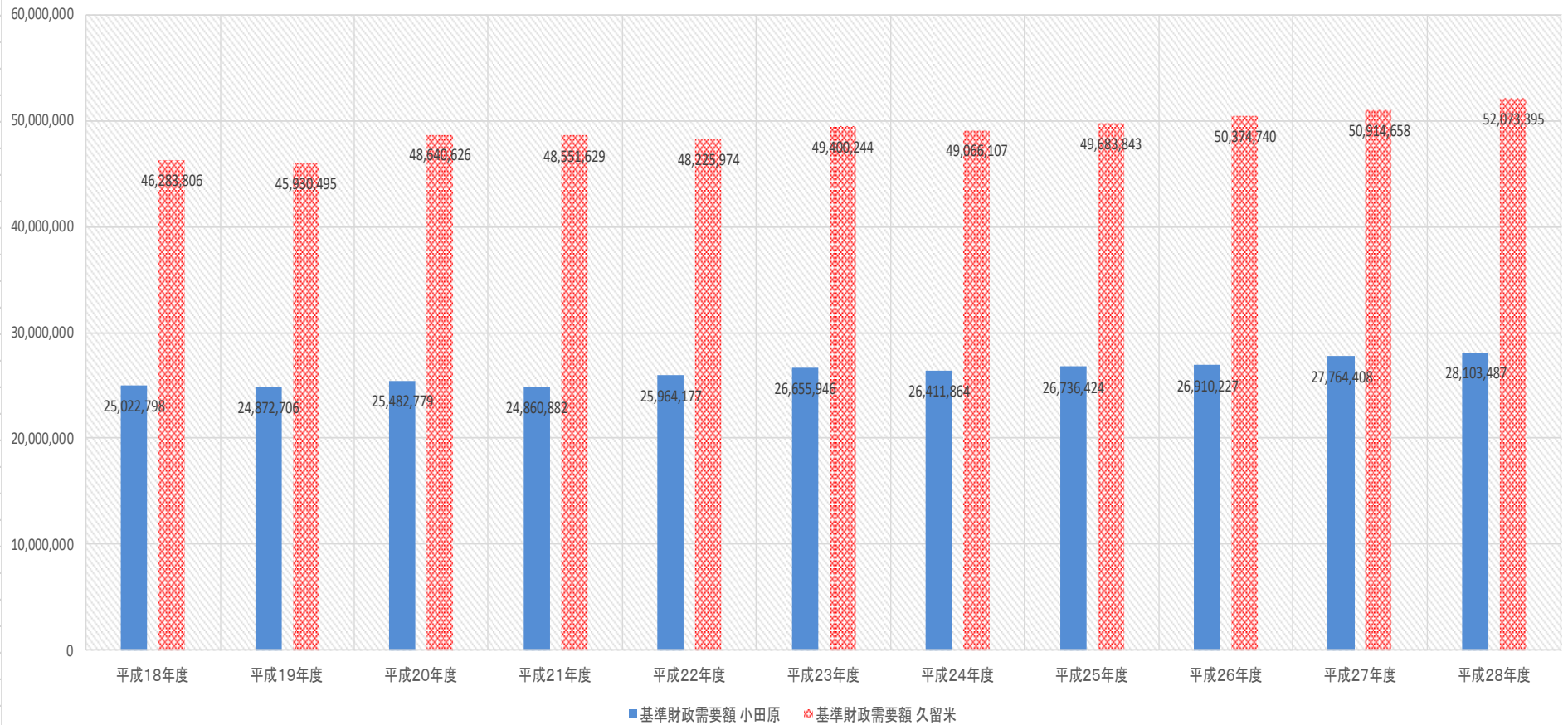
												(単位:千円)
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
歳入	市 税	37,200,125	39,428,025	39,052,986	37,551,632	37,716,168	38,623,221	38,542,079	39,615,709	39,889,688	39,980,918	40,520,968
	国庫支出金	13,211,340	14,115,697	19,842,465	20,570,145	24,196,934	22,363,048	21,886,398	28,306,081	27,624,450	27,815,174	25,344,147
	道府県支出金	5,423,196	6,337,656	5,029,174	5,711,928	6,600,915	6,388,621	7,582,630	6,452,780	7,161,234	9,552,720	10,020,152
	市 債	9,224,700	9,411,950	10,540,258	10,351,626	13,272,292	9,832,326	13,813,431	14,973,030	16,419,110	23,746,996	10,287,705
	そ の 他	37,569,314	34,969,767	37,793,893	48,595,964	43,562,843	44,498,122	43,415,285	40,669,448	45,066,935	43,536,219	44,046,214
	歳入合計	102,628,675	104,263,095	112,258,776	122,781,295	125,349,152	121,705,338	125,239,823	130,017,048	136,161,417	144,632,027	130,219,186
歳出	人 件 費	19,970,839	19,147,748	18,383,232	17,029,095	16,739,072	16,243,395	16,366,300	14,895,388	14,485,622	14,364,303	14,822,781
	扶 助 費	20,032,171	21,142,343	22,093,730	23,595,501	29,049,031	31,057,472	31,935,438	32,804,584	34,829,631	37,045,470	38,711,619
	操 出 金	9,530,869	9,726,691	9,713,038	10,095,390	10,821,027	11,037,892	11,364,824	11,451,362	11,108,261	11,879,518	12,534,557
	投資的経費	15,619,957	16,631,655	17,846,155	17,366,891	22,327,146	13,853,030	18,697,165	20,408,901	27,462,666	31,624,272	13,094,634
	そ の 他	35,997,563	36,211,991	39,868,587	52,676,801	44,406,739	46,491,004	44,818,438	47,224,451	46,496,231	47,965,632	49,538,506
	歳出合計	101,151,399	102,860,428	107,904,742	120,763,678	123,343,015	118,682,793	123,182,165	126,784,686	134,382,411	142,879,195	128,702,097
	歳入歳出差額	1,477,276	1,402,667	4,354,034	2,017,617	2,006,137	3,022,545	2,057,658	3,232,362	1,779,006	1,752,832	1,517,089
財政指標	基準財政需要額	46,283,806	45,930,495	48,640,626	48,551,629	48,225,974	49,400,244	49,066,107	49,683,843	50,374,740	50,914,658	52,073,395
	基準財政収入額	32,796,347	33,036,378	32,716,923	31,223,181	29,382,674	30,333,880	30,546,573	31,462,803	32,493,725	33,651,095	34,689,967
	標準財政規模	57,882,088	57,730,132	62,554,206	63,506,951	65,790,799	66,916,553	67,158,353	68,413,439	68,808,951	67,792,454	67,989,549
	財政力指数(平)	0.69	0.71	0.70	0.68	0.64	0.62	0.61	0.62	0.63	0.65	0.66
	実質収支比率	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.6%	1.7%	1.7%	2.0%	1.6%	1.7%	1.5%
	公債費比率	14.5%	14.1%	12.7%	11.5%	—	—	—	—	—	—	—
	公債費負担比率	15.6%	16.1%	16.2%	14.2%	14.2%	15.4%	15.9%	15.5%	15.9%	15.5%	16.6%
	起債制限比率	9.5%	9.4%	9.1%	8.6%	—	—	—	—	—	—	—
	実質公債費比率	9.6%	8.6%	5.8%	5.1%	4.6%	4.3%	3.9%	3.7%	3.5%	3.7%	3.6%
	経常収支比率	93.7%	95.9%	95.4%	94.3%	91.7%	90.9%	93.2%	92.4%	94.6%	93.2%	95.3%

■小田原市決算状況  
■久留米市決算状況

(単位:千円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
財政指標	基準財政需要額	小田原	25,022,798	24,872,706	25,482,779	24,860,882	25,964,177	26,655,946	26,411,864	26,736,424	26,910,227	27,764,408	28,103,487
		久留米	46,283,806	45,930,495	48,640,626	48,551,629	48,225,974	49,400,244	49,066,107	49,683,843	50,374,740	50,914,658	52,073,395

基準財政需要額



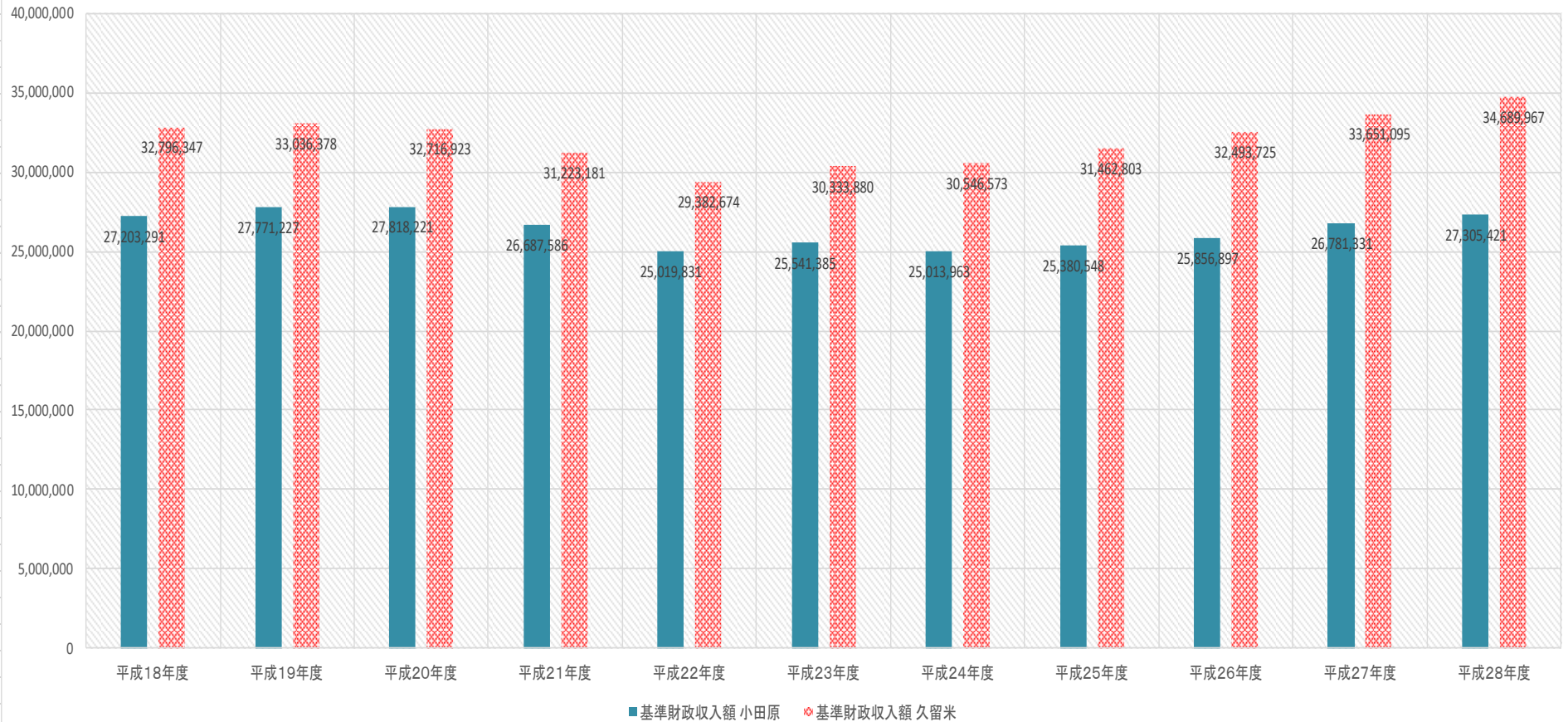


■小田原市決算状況  
■久留米市決算状況

(単位:千円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
財政指標	基準財政収入額	小田原	27,203,291	27,771,227	27,818,221	26,687,586	25,019,831	25,541,385	25,013,963	25,380,548	25,856,897	26,781,331	27,305,421
		久留米	32,796,347	33,036,378	32,716,923	31,223,181	29,382,674	30,333,880	30,546,573	31,462,803	32,493,725	33,651,095	34,689,967

基準財政収入額

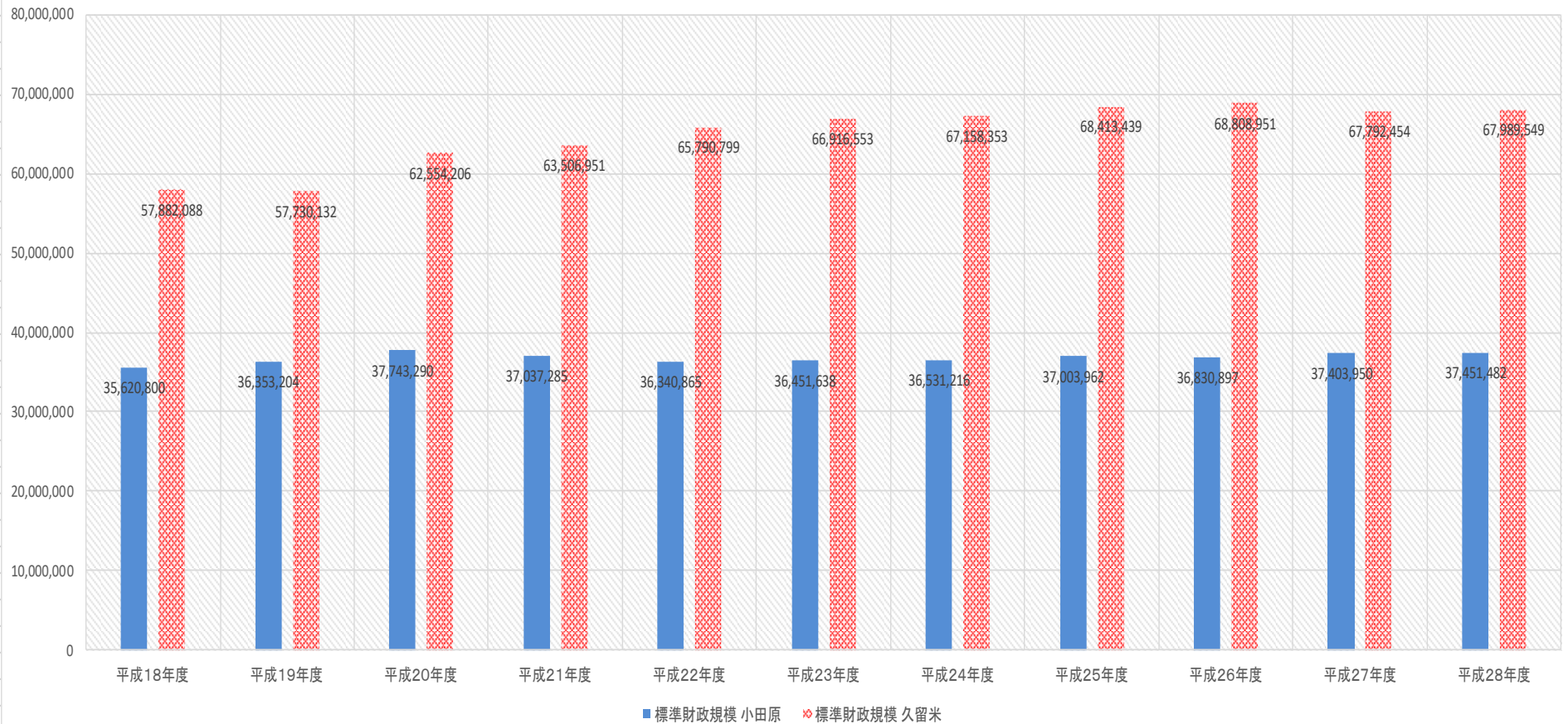


■小田原市決算状況  
■久留米市決算状況

(単位:千円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
財政指標	標準財政規模	小田原	35,620,800	36,353,204	37,743,290	37,037,285	36,340,865	36,451,638	36,531,216	37,003,962	36,830,897	37,403,950	37,451,482
		久留米	57,882,088	57,730,132	62,554,206	63,506,951	65,790,799	66,916,553	67,158,353	68,413,439	68,808,951	67,792,454	67,989,549

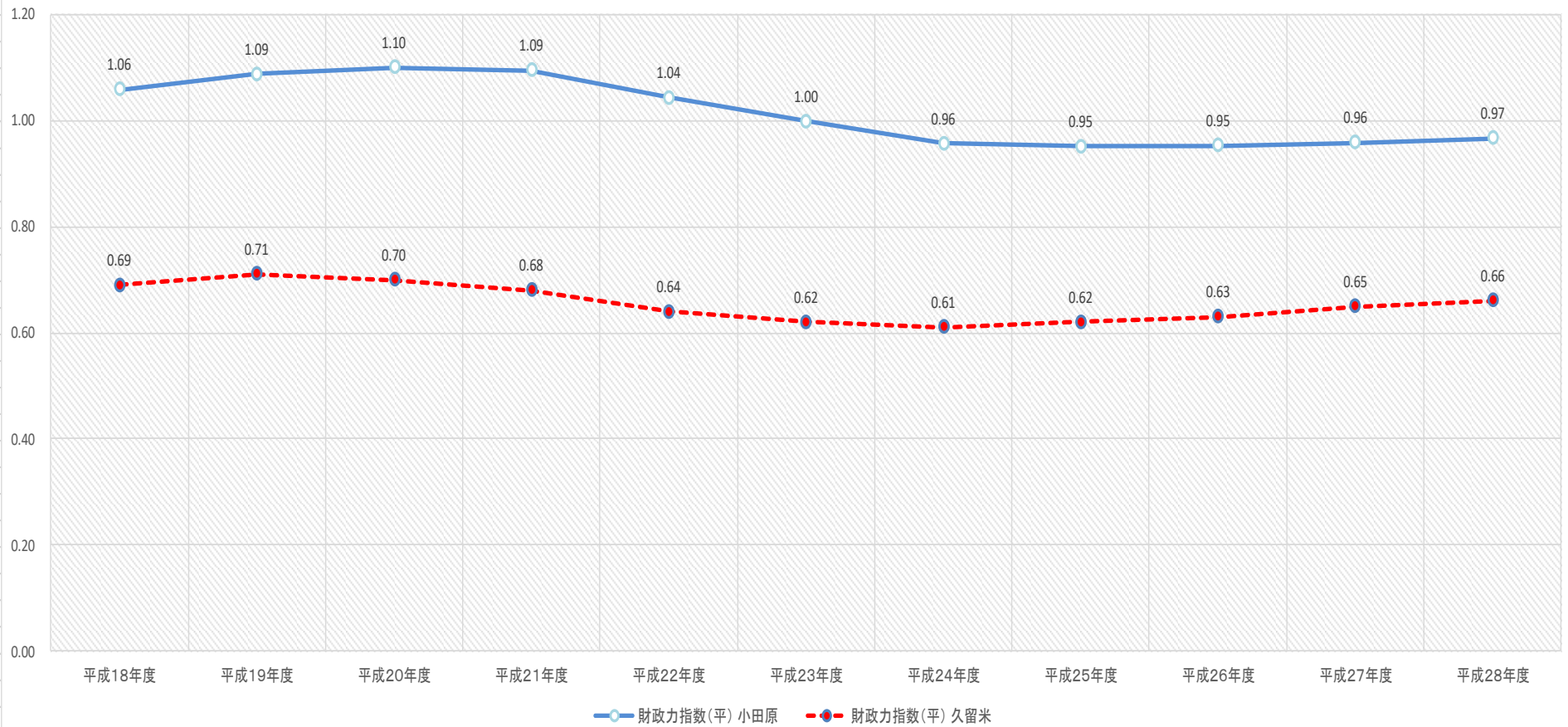
標準財政規模



■小田原市決算状況  
■久留米市決算状況

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
財政指標	財政力指数(平)	小田原	1.06	1.09	1.10	1.09	1.04	1.00	0.96	0.95	0.95	0.96	0.97
		久留米	0.69	0.71	0.70	0.68	0.64	0.62	0.61	0.62	0.63	0.65	0.66

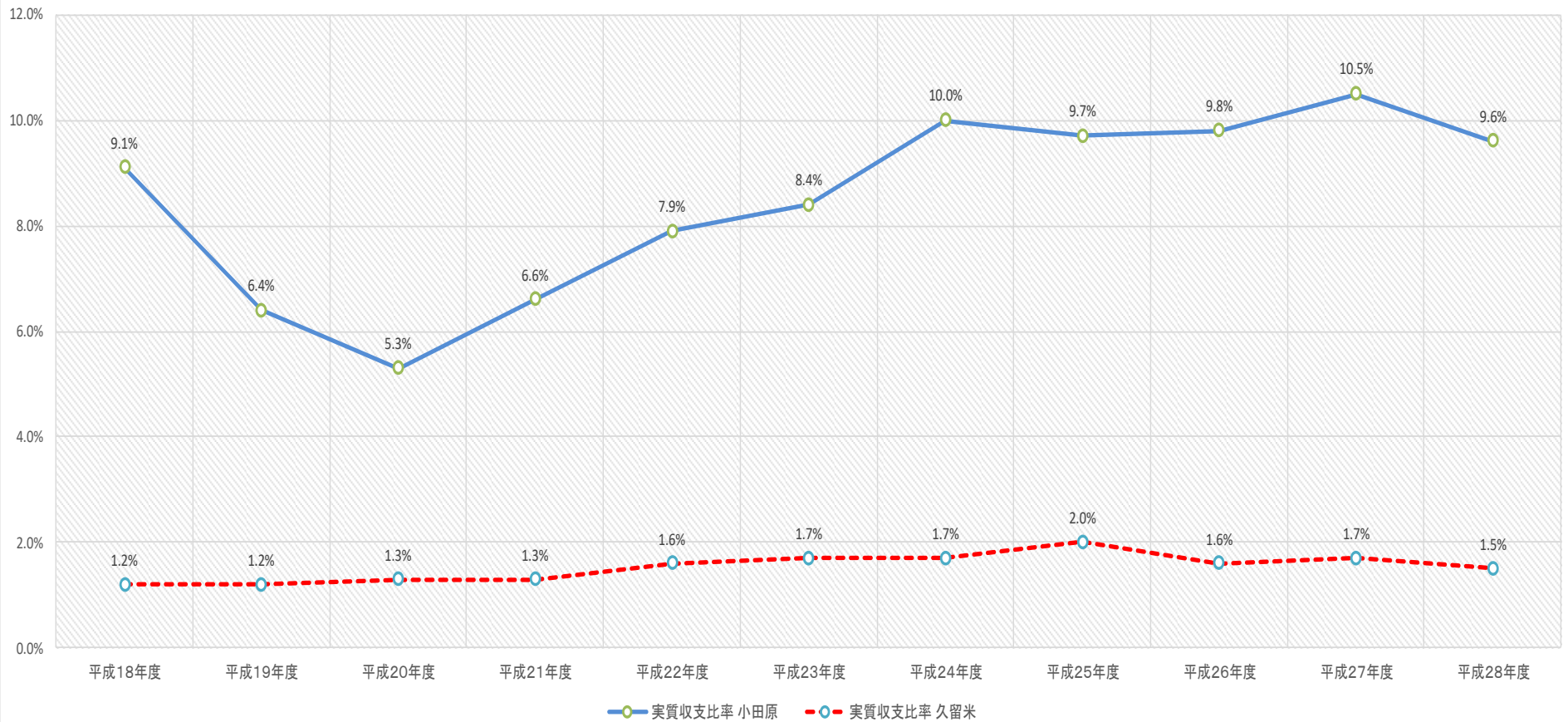
財政力指数



■小田原市決算状況  
■久留米市決算状況

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
財政指標	実質収支比率	小田原	9.1%	6.4%	5.3%	6.6%	7.9%	8.4%	10.0%	9.7%	9.8%	10.5%	9.6%
		久留米	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.6%	1.7%	1.7%	2.0%	1.6%	1.7%	1.5%

実質収支比率

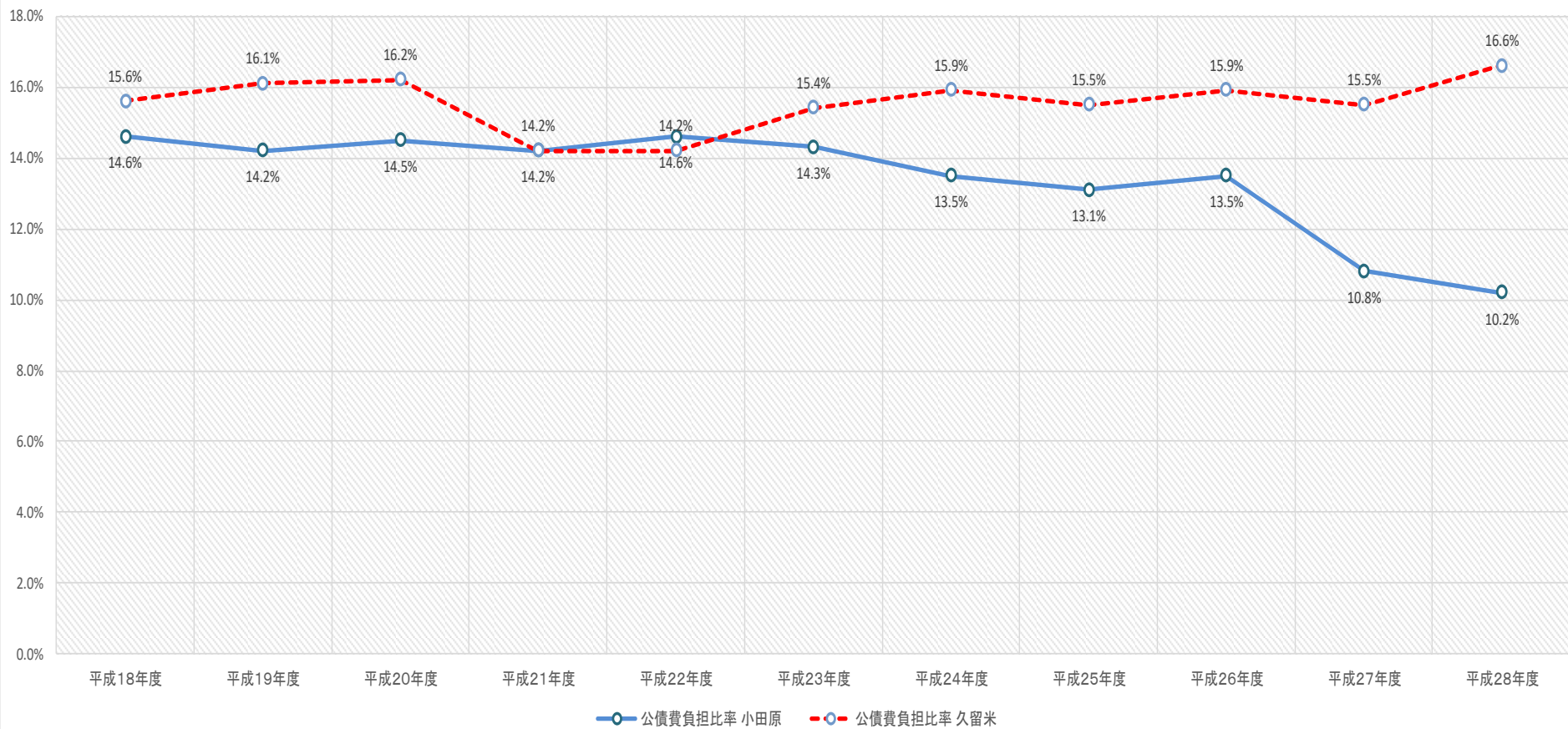




■小田原市決算状況  
■久留米市決算状況

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
財政指標	公債費負担比率	小田原	14.6%	14.2%	14.5%	14.2%	14.6%	14.3%	13.5%	13.1%	13.5%	10.8%	10.2%
		久留米	15.6%	16.1%	16.2%	14.2%	14.2%	15.4%	15.9%	15.5%	15.9%	15.5%	16.6%

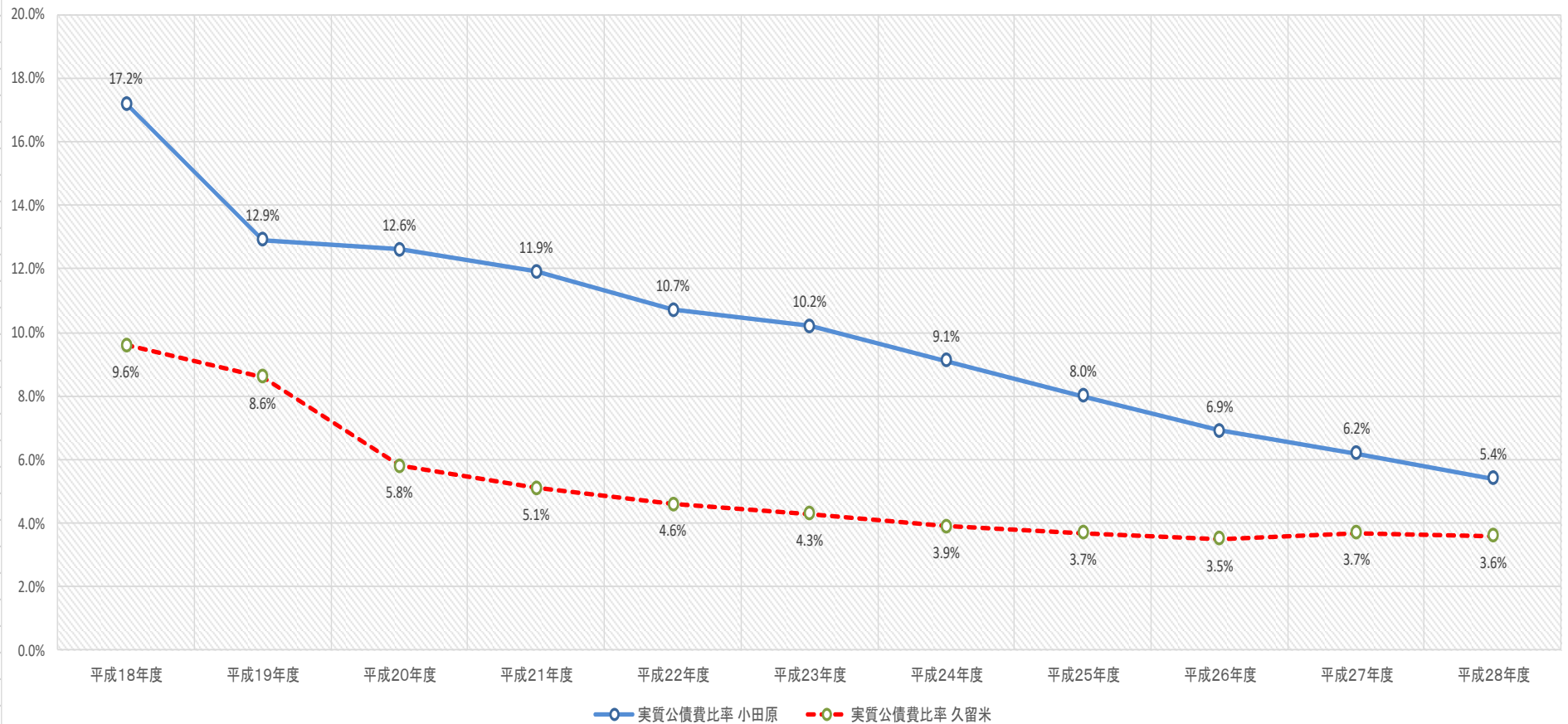
公債費負担比率



■小田原市決算状況  
■久留米市決算状況

			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
財政指標	実質公債費比率	小田原	17.2%	12.9%	12.6%	11.9%	10.7%	10.2%	9.1%	8.0%	6.9%	6.2%	5.4%
		久留米	9.6%	8.6%	5.8%	5.1%	4.6%	4.3%	3.9%	3.7%	3.5%	3.7%	3.6%

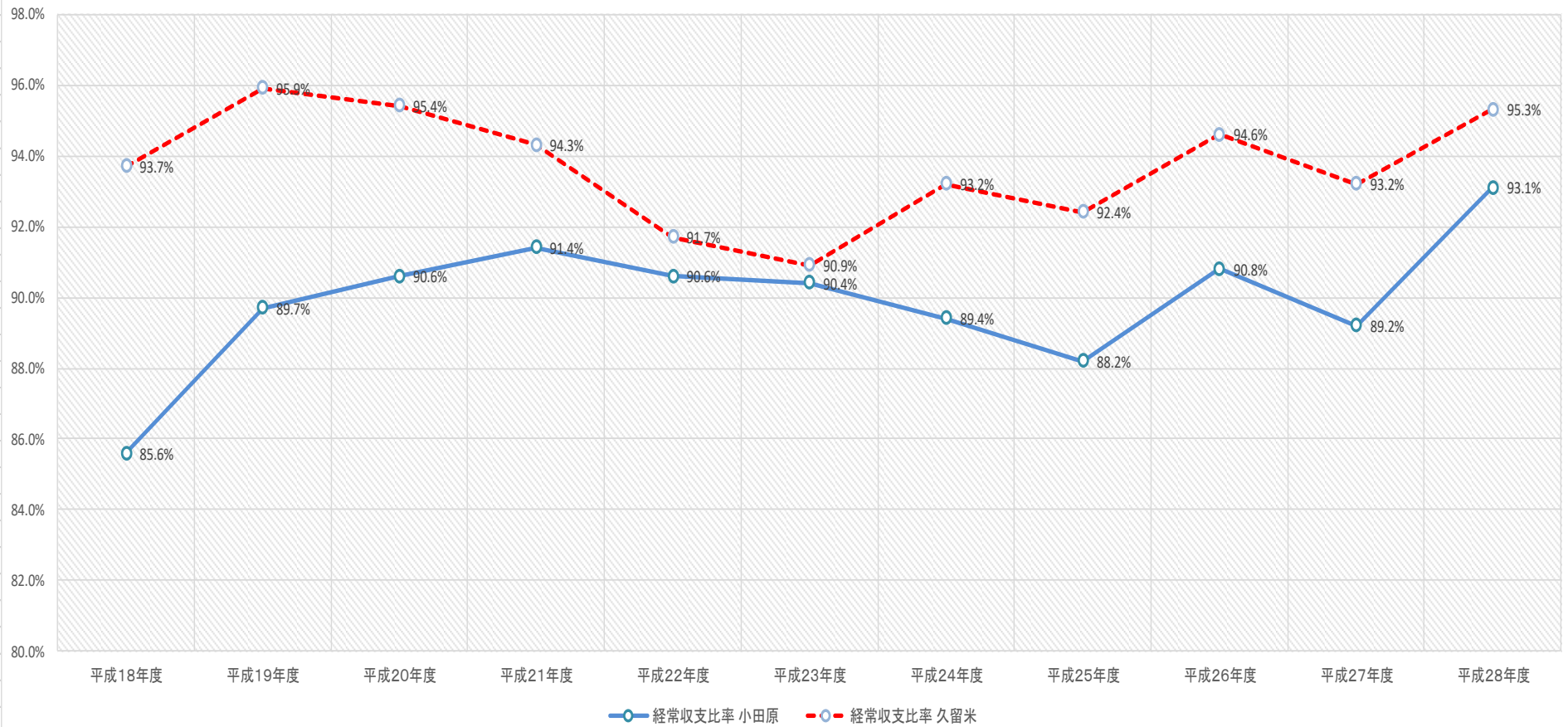
実質公債費比率



■小田原市決算状況  
■久留米市決算状況

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
財政指標	經常收支比率	小田原	85.6%	89.7%	90.6%	91.4%	90.6%	90.4%	89.4%	88.2%	90.8%	89.2%	93.1%
		久留米	93.7%	95.9%	95.4%	94.3%	91.7%	90.9%	93.2%	92.4%	94.6%	93.2%	95.3%

經常收支比率



	国勢調査		上段: 社人研推計人口	2040年時	2040年時		
		2015年(H27)	2040年		2040/2015	自治体ビジョン / 社人研	自治体ビジョン - 社人研 (人)
			下段: 人口ビジョン等目標人口				
小田原市	国勢調査	194,086	158,299	0.82	1.04	6,299	57.5%
	自治体人口ビジョン	193,914	164,598	0.85			55.3%
南足柄市	国勢調査	43,306	34,846	0.80	1.07	2,599	12.7%
	自治体人口ビジョン	43,390	37,445	0.86			12.6%
中井町	国勢調査	9,679	7,492	0.77	1.08	618	2.7%
	自治体人口ビジョン	9,779	8,110	0.83			2.7%
大井町	国勢調査	17,033	14,336	0.84	1.10	1,481	5.2%
	自治体人口ビジョン	17,298	15,817	0.91			5.3%
松田町	国勢調査	11,171	7,055	0.63	1.42	2,945	2.6%
	自治体人口ビジョン	11,208	10,000	0.89			3.4%
山北町	国勢調査	10,724	6,792	0.63	1.35	2,355	2.5%
	自治体人口ビジョン	11,413	9,147	0.80			3.1%
開成町	国勢調査	17,013	16,215	0.95	1.20	3,203	5.9%
	自治体人口ビジョン	17,229	19,418	1.13			6.5%
箱根町	国勢調査	11,786	7,348	0.62	1.24	1,737	2.7%
	自治体人口ビジョン	12,503	9,085	0.73			3.1%
真鶴町	国勢調査	7,333	4,457	0.61	1.10	446	1.6%
	自治体人口ビジョン	7,727	4,903	0.63			1.6%
湯河原町	国勢調査	25,026	18,368	0.73	1.04	729	6.7%
	自治体人口ビジョン	25,758	19,097	0.74			6.4%
2市8町計	国勢調査	347,157	275,208	0.79	1.08	22,412	100.0%
	自治体人口ビジョン	350,219	297,620	0.85			100.0%

	国勢調査		上段: 社人研将来推計人口	2040年時	2040年時		
		2015年(H27)	2040年		2040/2015	自治体ビジョン / 社人研	自治体ビジョン - 社人研 (人)
久留米市	国勢調査	304,552	243,945	0.80	1.16	39,123	65.7%
	自治体人口ビジョン	302,467	283,068	0.94			66.1%
小郡市	国勢調査	57,983	52,538	0.91	1.16	8,431	14.2%
	自治体人口ビジョン	59,257	60,969	1.03			14.2%
大川市	国勢調査	34,838	25,184	0.72	1.23	5,916	6.8%
	自治体人口ビジョン	36,600	31,100	0.85			7.3%
うきは市	国勢調査	29,509	23,225	0.79	1.11	2,540	6.3%
	自治体人口ビジョン	30,826	25,765	0.84			6.0%
大刀洗町	国勢調査	15,138	13,404	0.89	1.03	450	3.6%
	自治体人口ビジョン	15,135	13,854	0.92			3.2%
大木町	国勢調査	14,176	12,806	0.90	1.06	721	3.5%
	自治体人口ビジョン	14,290	13,527	0.95			3.2%
4市2町計	国勢調査	456,196	371,102	0.81	1.15	57,181	100.0%
	自治体人口ビジョン	458,575	428,283	0.93			100.0%

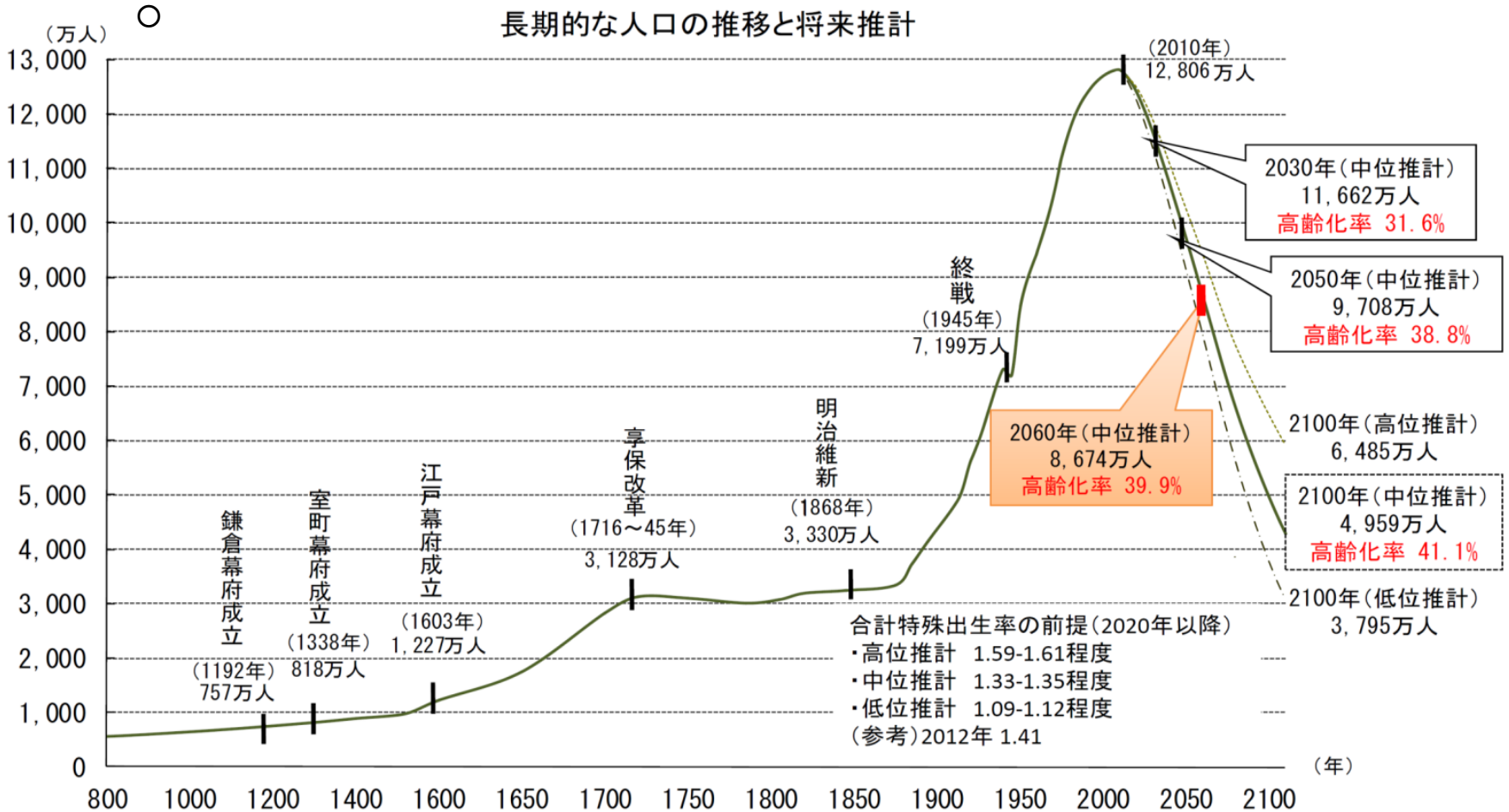
国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)及び各市町人口ビジョンより

# 小田原市



# 我が国における総人口の長期的推移

□ 現状が継続することを前提とすると、2100年には日本の総人口は5千万人弱まで減少し、明治末頃の人口規模になる見込み。



(備考) 国土交通省「国土の長期展望」(2011年)をもとに作成。

2010年以前の人口: 総務省「国勢調査」、国土庁「日本列島における人口分布の長期時系列分析」(1974年)

それ以降の人口: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」

## 2025年にかけての後期高齢者増加の見通し

○ 2025年にかけて、一都三県は高度成長期に流入した人口が75歳以上になることで急速に高齢化。後期高齢者は**10年間で175万人増える**。

後期高齢者（75歳以上人口）の見通し

	75歳以上人口		増加数 (万人)	順位	増加率 (%)	順位
	2015年 (万人)	2025年 (万人)				
東京都	147.3	197.7	50.5	1	34.3%	11
東京都区部	98.7	129.8	31.1		31.5%	
東京都市町村部	48.6	68.0	19.4		40.0%	
神奈川県	101.6	148.5	47.0	2	46.2%	3
大阪府	107.0	152.8	45.8	3	42.8%	5
埼玉県	76.5	117.7	41.2	4	53.9%	1
千葉県	71.7	108.2	36.6	5	51.0%	2
愛知県	81.7	116.6	34.9	6	42.8%	4
高知県	12.7	14.9	2.2	42	17.0%	39
佐賀県	12.2	14.3	2.1	43	17.2%	38
秋田県	18.8	20.5	1.7	44	9.2%	46
山形県	19.0	20.7	1.7	45	8.8%	47
鳥取県	9.0	10.5	1.4	46	16.0%	42
島根県	12.3	13.7	1.4	47	11.2%	44
全 国	1,645.8	2,178.6	532.7		32.4%	

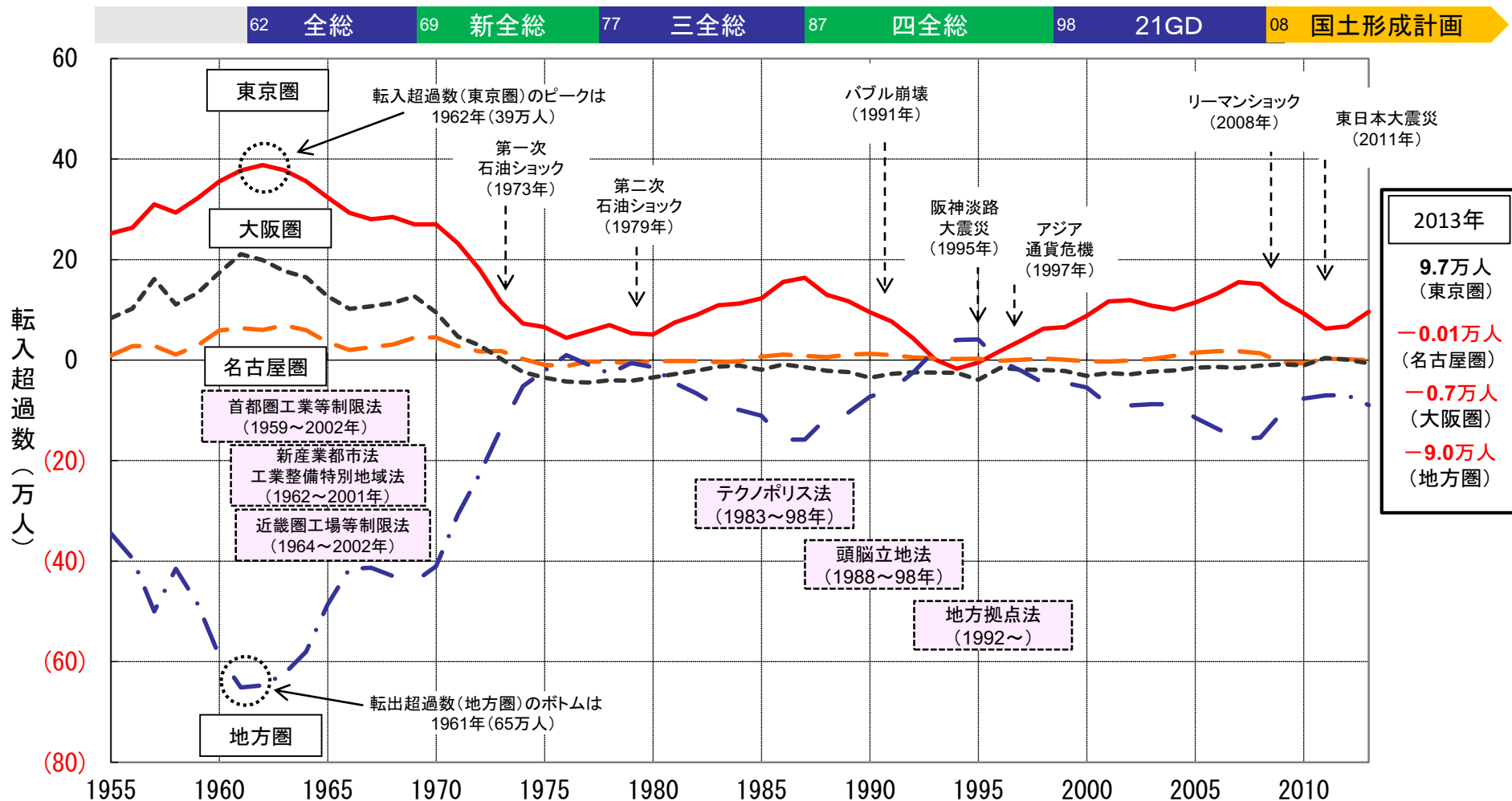
→ 一都三県の増加数  
175.2  
万人

全国の増加数の  
**3分の1**を占める。

出典：まち・ひと・しごと創生会議  
(第6回：平成27年6月12日)資料

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月推計)

○高度経済成長期には三大都市圏に人口が流入。1980年頃にかけて人口流入は沈静化した。その後、バブル期にかけて東京圏に人口が流入。バブル崩壊後、東京圏が一時的に転出超過となったが、その後、2000年代には再び流入が増加した。

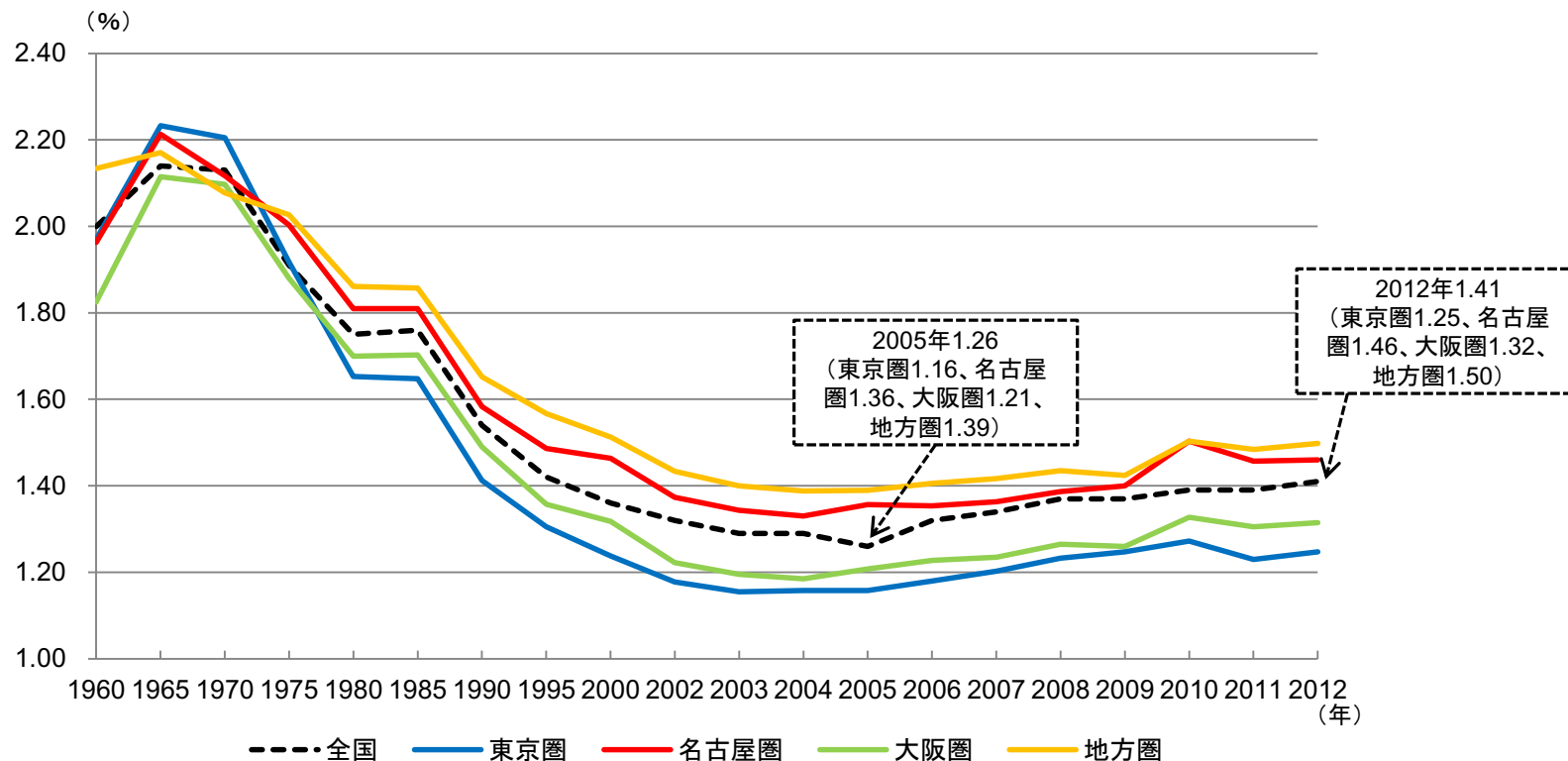


(出典) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」をもとに国土交通省国土政策局作成。

(注) 上記の地域区分は以下のとおり。

東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県    名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県    大阪圏：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県  
 三大都市圏：東京圏、名古屋圏、大阪圏    地方圏：三大都市圏以外の地域

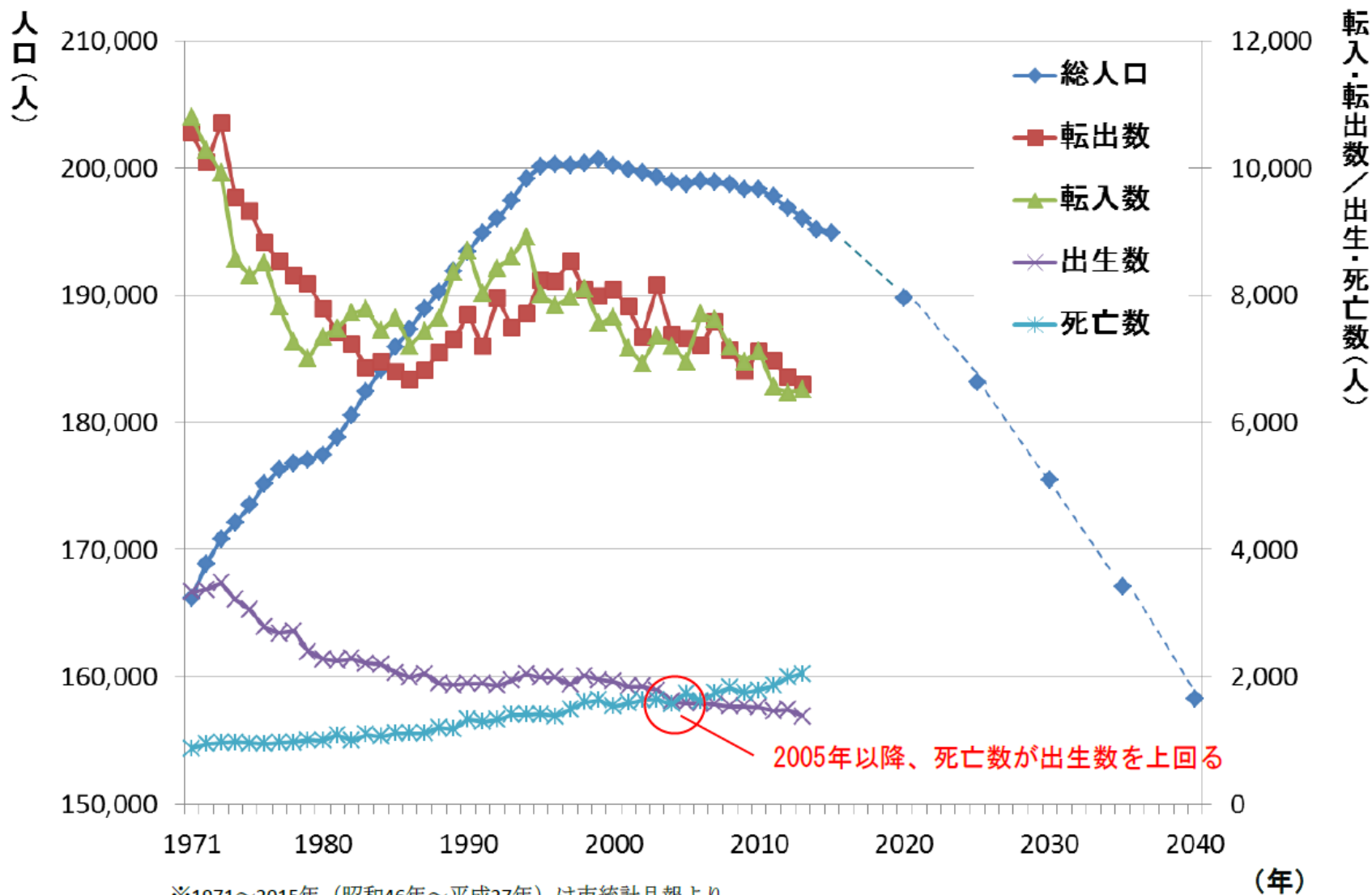
- 合計特殊出生率の推移を圏域別にみると、1965年(昭和40年)以降、全ての地域で前年を下回る傾向が続いていたが、2005年(平成17年)以降は上昇傾向にある。
- 近年では、東京圏と大阪圏は全国平均を下回る状況にあり、名古屋圏と地方圏は全国平均を上回る状況にある。



(出典)厚生労働省「人口動態統計」をもとに国土交通省国土政策局作成。

(注)各圏域の合計特殊出生率は、都道府県ごとの合計特殊出生率を単純平均したもの。

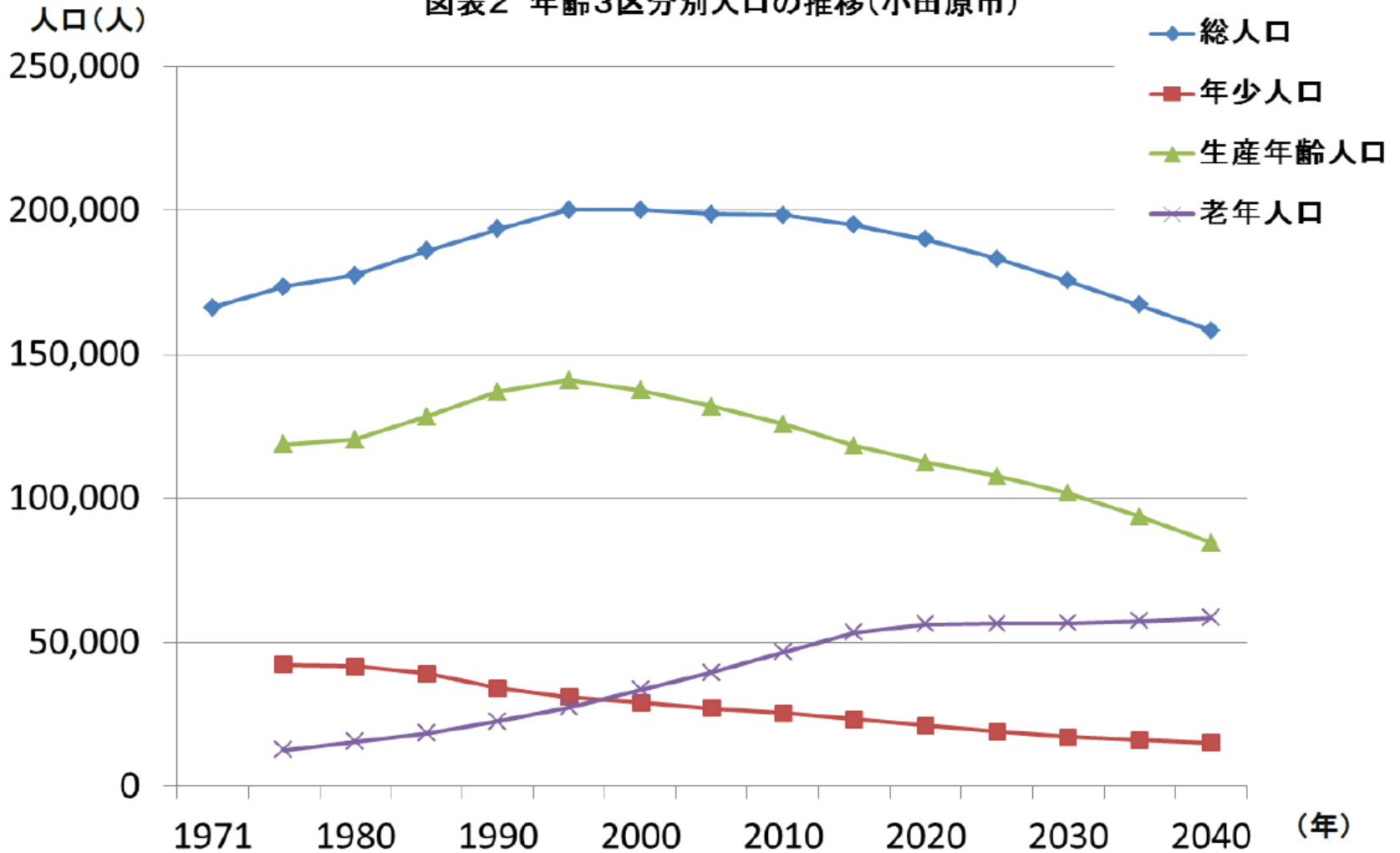
図表5 出生・死亡数、転入・転出者数の推移(小田原市)



※1971～2015年(昭和46年～平成27年)は市統計月報より。

※2015年(平成27年)以降5年ごとの数字は社人研「日本の地域別将来人口推計(平成25年3月推計)」

図表2 年齢3区分別人口の推移(小田原市)

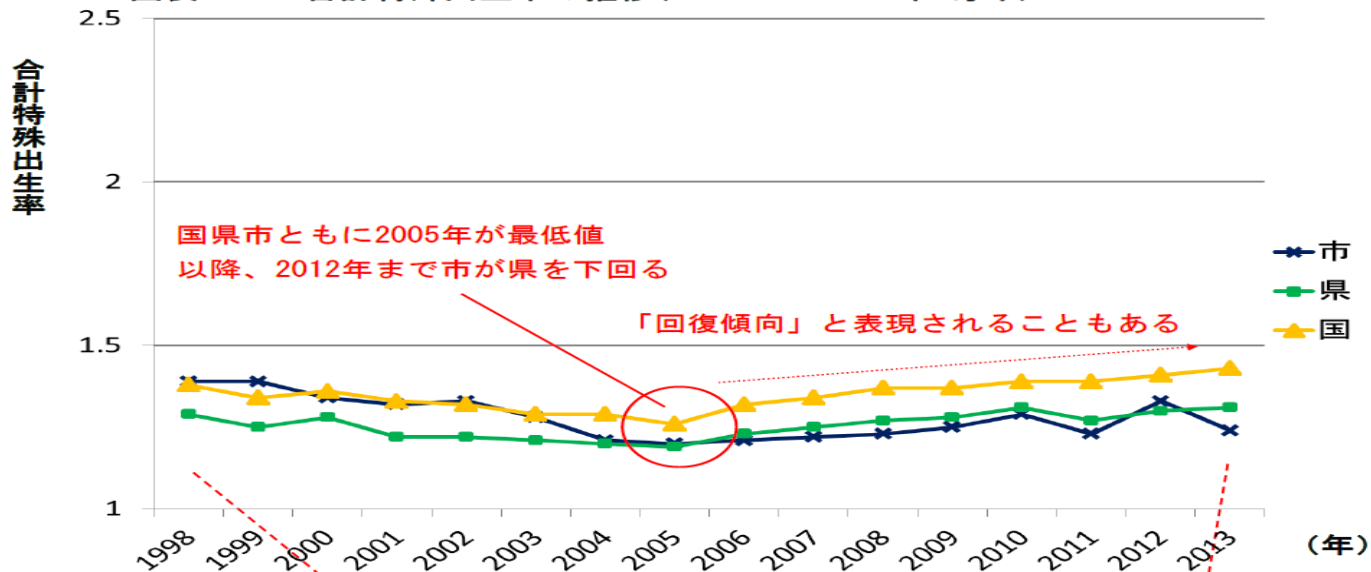


※1971～2015年（昭和46年～平成27年）は市統計月報より。

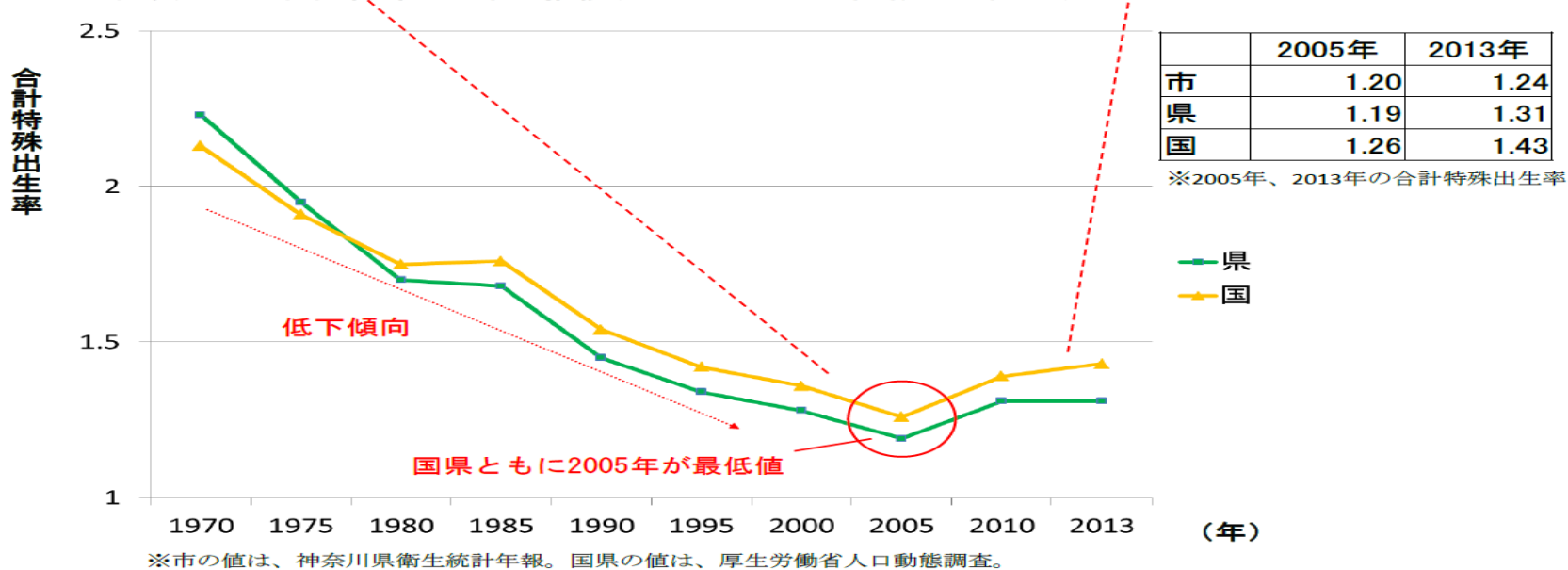
※2015年（平成27年）以降5年ごとの数字は社人研「日本の地域別将来人口推計（平成25年3月推計）」



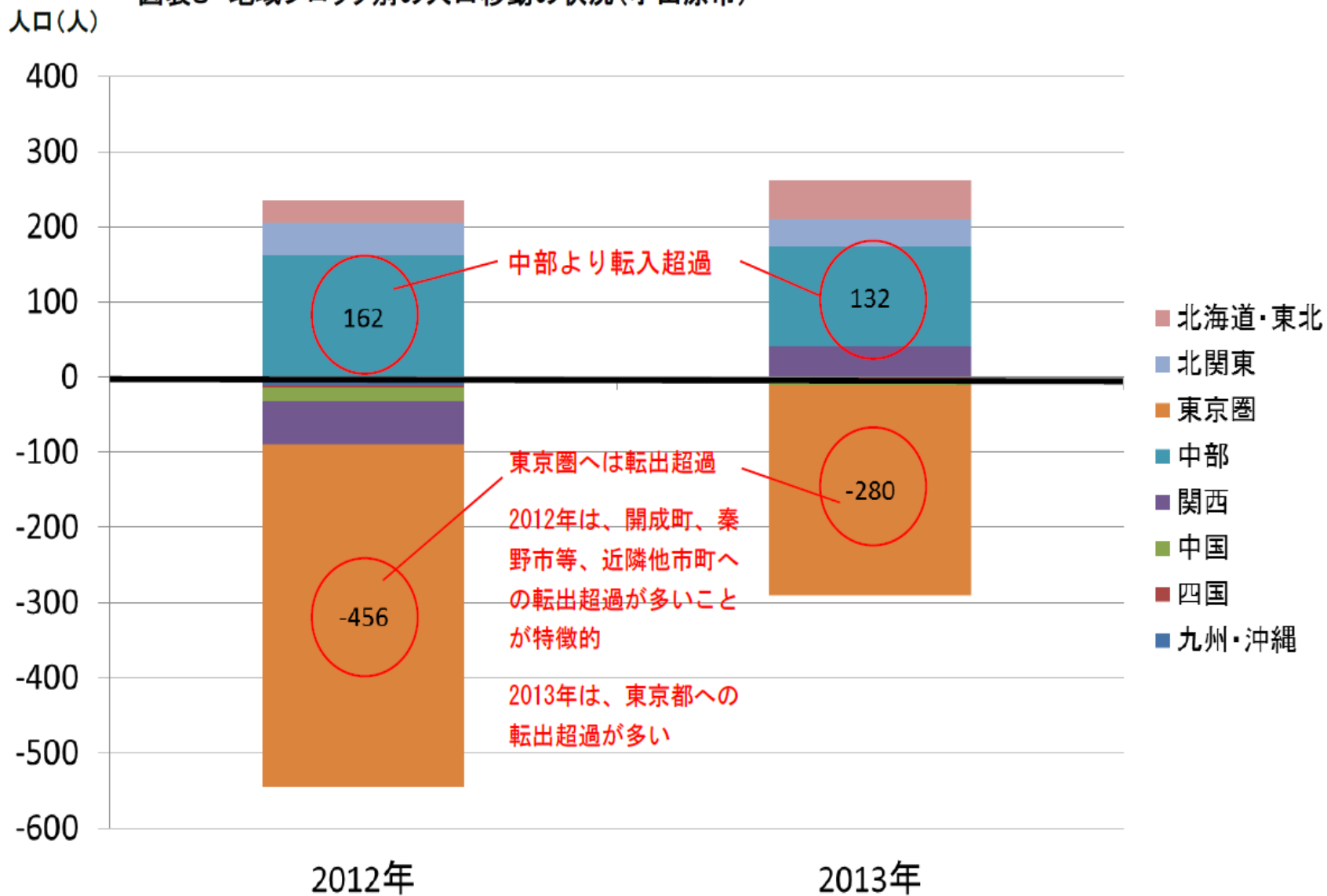
図表4-1 合計特殊出生率の推移(1998~2013年・毎年)



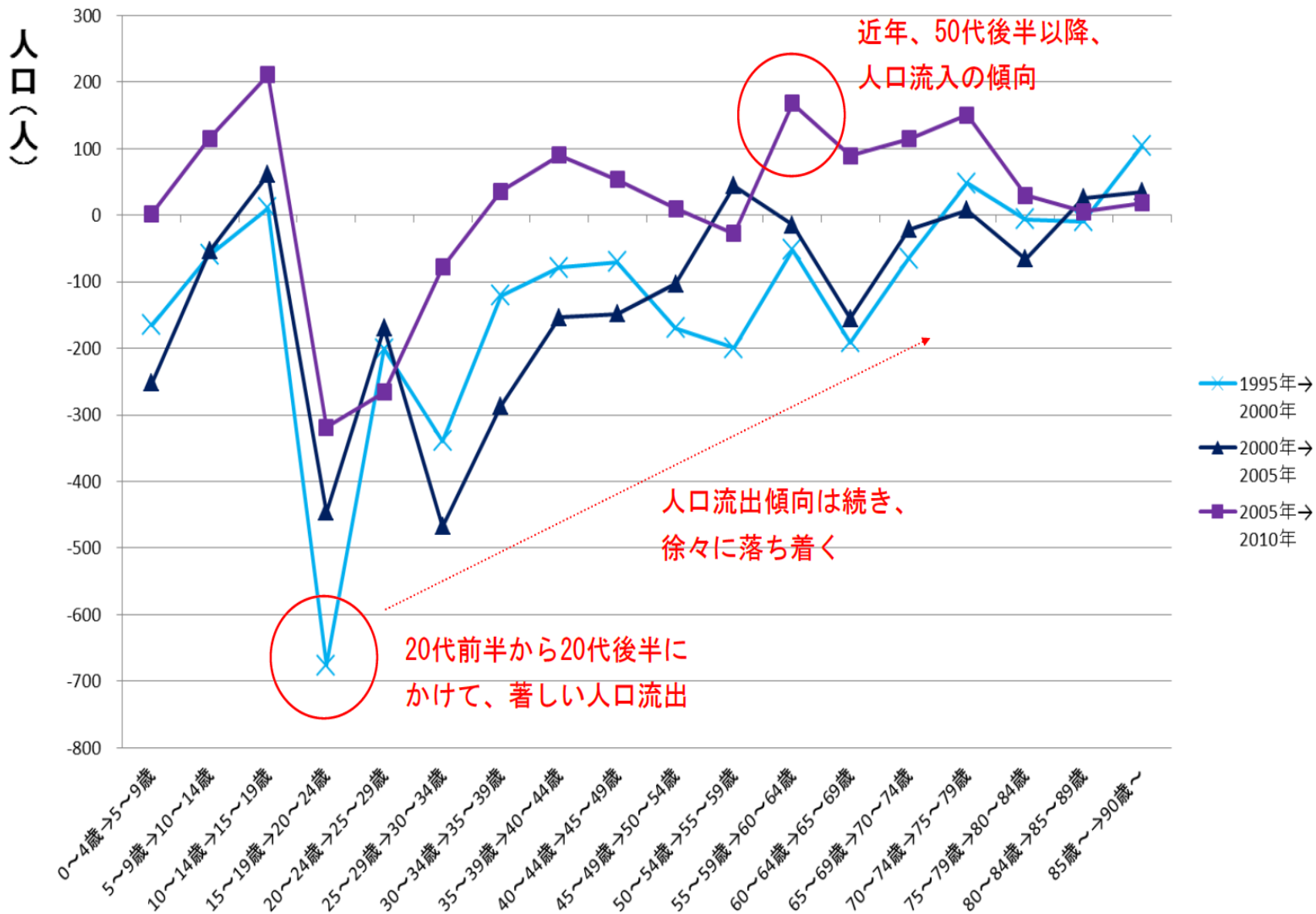
図表4-2 合計特殊出生率の推移(1970~2013年・概ね5年ごと)



図表8 地域ブロック別の人口移動の状況(小田原市)

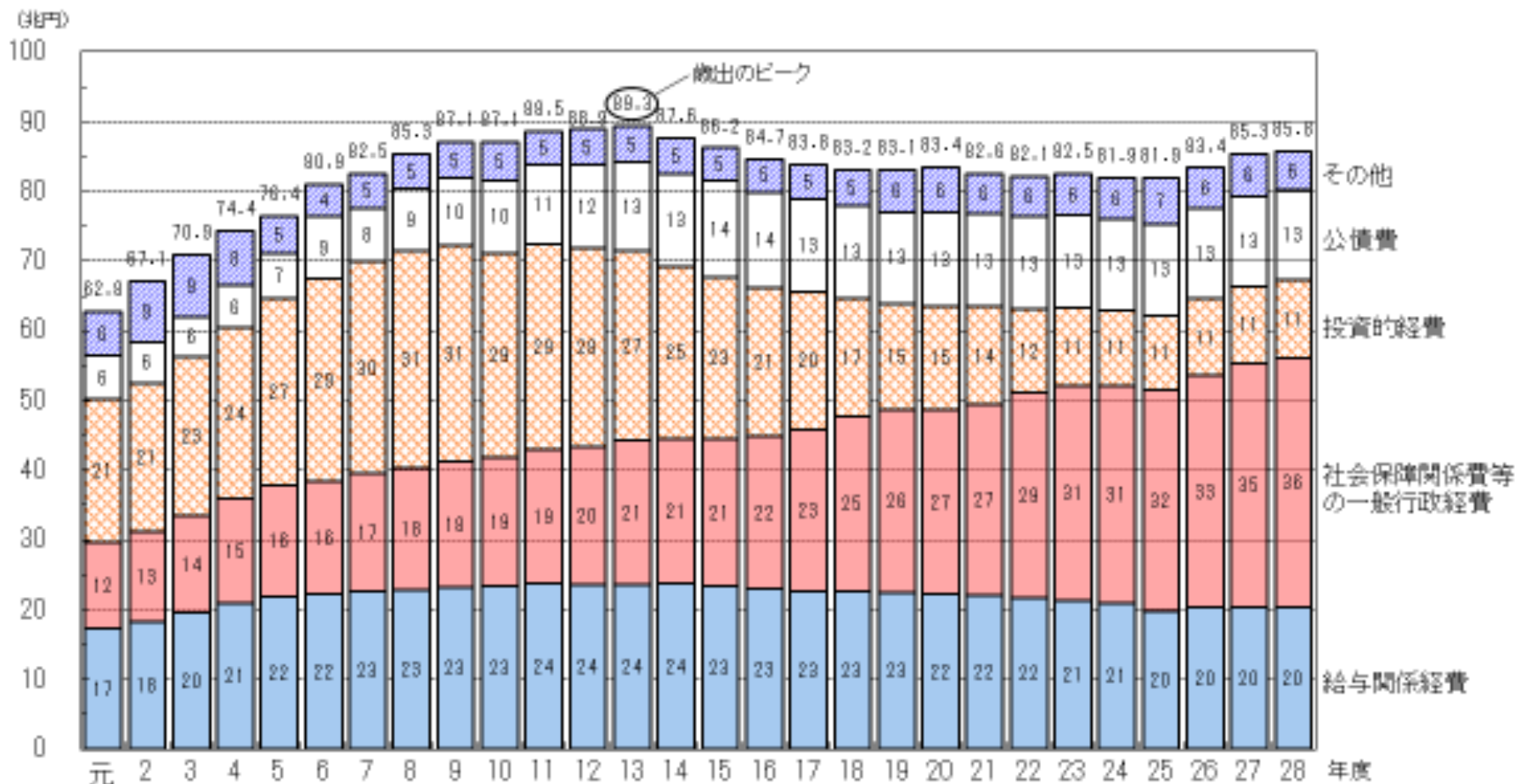


図表9-2 年齢階級別人口移動の推移(小田原市)(1995~2010年)



## 地方財政計画の歳出の推移

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する一方で、行政改革等により、給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。



# 小田原市

(単位 百万円)

年 度	28	29	30	31	32	33	34
①自主財源	42,604	42,060	41,523	40,631	39,972	38,454	37,121
前年増減	—	-1.3%	-1.3%	-2.1%	-1.6%	-3.8%	-3.5%
市税	32,882	32,955	32,435	32,555	32,680	32,035	32,127
繰越金	4,069	3,511	3,653	3,261	2,575	1,704	279
その他(財産収入等)	5,653	5,594	5,435	4,815	4,717	4,715	4,715
②依存財源	26,747	27,370	30,323	27,820	26,275	26,908	27,031
前年増減	—	2.3%	10.8%	-8.3%	-5.6%	2.4%	0.5%
国県支出金	15,942	16,202	17,648	17,270	16,596	16,736	16,887
市債	5,018	5,516	6,654	4,528	3,644	3,941	3,899
地方交付税交付金	973	801	1,130	1,094	1,062	1,217	1,189
その他(地方消費税交付金等)	4,814	4,851	4,891	4,928	4,973	5,014	5,056
計	69,351	69,430	71,846	68,451	66,247	65,362	64,152
前年増減	—	0.1%	3.5%	-4.7%	-3.2%	-1.3%	-1.9%



# 小田原市

(単位 百万円)

年度	28	29	30	31	32	33	34
①義務的経費	32,321	32,510	33,175	33,862	34,643	35,052	35,528
前年増減	-	0.6%	2.0%	2.1%	2.3%	1.2%	1.4%
人件費	9,953	9,729	9,793	9,978	10,290	10,266	10,228
扶助費	17,737	18,249	18,813	19,138	19,366	19,557	19,762
公債費	4,631	4,532	4,569	4,746	4,987	5,229	5,538
②投資的経費	7,594	7,608	9,395	5,652	3,203	3,203	3,203
前年増減	-	0.2%	23.5%	-39.8%	-43.3%	0.0%	0.0%
うち大規模事業	1,921	2,427	5,789	2,332			
③繰出金	8,703	9,392	9,714	9,993	10,301	10,422	10,469
前年増減	-	7.9%	3.4%	2.9%	3.1%	1.2%	0.5%
うち国保	1,914	2,204	2,294	2,398	2,570	2,566	2,400
うち介護	2,182	2,433	2,523	2,602	2,627	2,641	2,743
うち後期高齢	2,066	2,201	2,293	2,389	2,490	2,596	2,707
④その他(物件費等)	17,222	16,267	16,301	16,369	16,396	16,406	16,406
計	65,840	65,777	68,585	65,876	64,543	65,083	65,606
前年増減	-	-0.1%	4.3%	-3.9%	-2.0%	0.8%	0.8%

# 小田原市

(単位 百万円)

年度	28	29	30	31	32	33	34
歳入	69,351	69,430	71,846	68,451	66,247	65,362	64,152
前年度増減		0.1%	3.5%	-4.7%	-3.2%	-1.3%	-1.9%
歳出	65,840	65,777	68,585	65,876	64,543	65,083	65,606
前年度増減		-0.1%	4.3%	-3.9%	-2.0%	0.8%	0.8%
歳入歳出差引額	3,511	3,653	3,261	2,575	1,704	279	-1,454